

米沢古文書研究会双書

古文書（くずし字）を読んでみよう・現代語訳付き

知っておきたい明君のエピソード

# 側近が見た

# 上杉鷹山の素顔

ぎょうそへん

「翹楚篇」を読む

岡崎勝利  
平賀陽子



## はじめに

米沢は江戸時代を通じて上杉家の城下町でした。減封が相次ぎ、十五万石の領地に約五千人も武士を抱えて、八代藩主重定しげさだの時代には、財政難にあえぎ、尾張藩を通じ、幕府に藩士返上の上、領主を辞めるといふことを相談するほどでした。しかし、九代藩主上杉治憲はるのり（鷹山ようざんの方が馴染みが深い）の改革により再建されることになったのです。この治憲（鷹山）の日常の言行について、逸話を紹介している書物が「翹楚篇せうそへん」です。治憲（鷹山）が世子であった明和年間から、藩主時代を経て、隠居の身となった天明年間までの逸話を、近習として側近くに仕えた莅戸のぞき九郎兵衛善政よしまたが五十六のトピックにして書き起こしています。

寛政元（一七八八）年四月の序があり、寛政二年九月に治憲（鷹山）の嫡子顕孝あきたかに父治憲の言行を伝える目的で献上したとあります。逸話は年代が順不同で、はっきり分かる訳ではありませんが、似通った傾向のテーマでまとまっているようであり、並べられているようです。

米沢古文書研究会では、「翹楚編」を二〇二四年五月～二〇二七年四月まで三年間に亘り例会で輪読しました。例会のテキストには市立米沢図書館が所蔵する写本十冊ほどの内の一冊で比較的読みやすい一冊を選びました。ちなみに善政が書き起こした自筆本は、当地には無く、東京の二康図書館が所蔵しているようです。

研究会の例会は月二回、Ⅰ部とⅡ部に別けて、夫々二種類の教材を輪読する形で開催しています。この「翹楚編」は比較的読みやすい教材としてⅡ部で取り上げられたもので、その成果として原文の解読と、簡潔では

ありますが現代語訳が得られたので、形として残そうと、この本の作成に至りました。何分にも古文書に親しみたいと集まった市民の会ですので未熟でもあり、不備な点など多々あるかと思えます。ご指摘など研究会に寄せていただければ幸いです。

研究会の例会では、テキストを会員が順に読み上げて検討する方式で進めています。参加者は必ず一か所、どこになるか分からないが、その日に読む文書を最初に読み上げることになります。前もって読んで来ないと中々読めないのが皆さん入念に予習されて研究会に来られます。自分では読めていると思っても、例会では違って読まれることが屢々あるのです。特に変体仮名は紛らわしいものです。例えば「へ」と「え」等、気を付けないと崩し字の「衣(え)」を「へ」と読んだりしてしまいます。又、この「翹楚篇」の文中に、「餅菓子」と出てきた後に「餅くわし」と書き表されている箇所がありました。「食わす」ではなく「菓子(クワシ)」でした。旧仮名遣いは紛らわしいですね。

中には、会が進み、自分の読む番が来ると思つと、大変緊張して、読み終えたときにはホツとして汗がどつと出る等と言われた方もおられます。これは、程よいストレスらしく、むしろ緊張感を楽しんでいるように見受けられます。

例会では、米沢に代々住まわれている会員の方も中には居られるので古い話を聞くことも出来、文書に書かれている事がより身近に感じられたり、鮮明に理解できたりもします。

「翹楚編」の著者である位戸善政には著作が多く、「かてもの」や「好古堂隨筆」などは、仮名が多く比較的読みやすい文章なので、研究会の初心者講座でも取り上げ、集中して読んでおります。鷹山の信頼が厚く、米沢藩の窮乏を打開すべく改革に邁進した晩年の善政ですが、明和六年三十四歳で治憲の命を受け、小姓から町奉行に昇進したとき、賄賂は当然と心得る悪習を正そうと、訴訟に勝った者が名を伏せて鮮魚を善政へ送ったことがあった時、善政はこれを門前の木に吊して人目にさらしたといいます。これに因んで「懸魚帳」として帳簿を作り、物品を贈られた時には、何時、誰が、何を贈ったか贈ったものの前で書き留めました。贈ろうと思う者は体面に関わるとして贈り物は自然と無くなり、賄賂が絶えた、という話が残っていて、善政の政治に対する姿勢を表す逸話としてよく知られています。

また、二百石取りの中級家臣であった善政でしたが、隠居してからの事、知人が訪れて、夕飯時まで話が弾み、食事を出そうにも、家人からコメが無いと暗に伝えられて、「米びつを覗き（位戸）てみれば米はなし、明日から何を食うらうべえ（九郎兵衛）かな」という狂歌を読み、着ていた羽織を脱いで米資に換えたという逸話もあります。杉原謙氏の著書によれば、家督を譲られた子の政以は中の問詰に命じられ、二百石取りで、たとい半知借上の事があっても残り百石は有った筈なのに「翁の窮迫は実に予想に余れるものあり」とあり、窮迫ぶりは「徹骨の貧というに憚らず」と言わしめています。この「翹楚編」の中にも、治憲の小姓が病気になる、貧しくて、床のない家だったので、土間に寝ていたので、病気が悪化するのではないかと心配した治憲が

床を拵えさせたという話もあり、いかにも、当時の米沢藩内の窮乏ぶりが伺われます。

「翹楚編」は、このような状況の改善に臨む治憲（鷹山）の後を継ぐであろう鷹山の子、十四歳の顕孝にむけて、献上されました。

時に、善政は隠居していて藩政の外にあり、好古堂で著作にいそしんでおり、当時の世情を憂い、次代の指導者に期待をこめてこの著を献上したのでしよう。しかし、鷹山の次に十一代藩主となった上杉治広の世子と決まり、十二代藩主になる筈の顕孝は、寛政六（一七九四）年一月に十九才の若さで疱瘡のため敢え無く死去し、藩主にはなれませんでした。藩主教育のためという当初の目的は果たすことはできませんでしたが、「翹楚編」は名君の言行録として世に流布し、百三十冊程にも及ぶ写本があると言われます。

古文書研究会では、三年間の「翹楚編」の輪読を通じて、一五五十年前に藩主であった治憲（鷹山）の一人の人間としての一面に触れることができました。多くの方々に、この本を通じ、当時書きあげられた鷹山像に思いを馳せていただき、善政の思うところなどを理解する助けとなれば幸いです。

目次

凡例

- 一 翹楚篇について
- 二 翹楚篇の内容について
- 三 翹楚篇の評価について
- 四 著者荻戸善政について
- 五 上杉鷹山について
- 六 翹楚篇教材と古文書の読み方
- 七 上杉家略系図
- 八 翹楚篇本文
- 1 鷹山の出自
- 2 家臣の小便を見逃すこと
- 3 精進の朝餉の鱗をかくす
- 4 潔斎の火の悪火を咎めず
- 5 仕切料二百九両のこと
- 6 隠居後も一汁一菜
- 7 学問の師たち
- 8 平洲の講義にねふり
- 9 お琴（豊）の方のこと
- 10 刈納餅の戯れがまことに

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11

- 11 老人から夜咄
- 12 関口東嶺の和歌
- 13 九十才以上の老人手当のこと
- 14 能好きの上杉重定のこと
- 15 重定に能の金剛三郎を呼んだこと
- 16 能の離舞台を作ったこと
- 17 重定御隠殿の庭造営のこと
- 18 駿河守への配慮
- 19 黒金小兵衛のこと
- 20 孝子賞与のこと

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	
秋月種美逝去と忌籠	秋月種美看病のため発駕	実父秋月種美の看病のことで悩む	重定不例の知らせで親不孝を悔やむ	黒田長貞室（鷹山祖母）逝去のこと	参府途上にアダの者を処置	提灯男のこと	家臣の看病休暇のこと	江戸詰の家臣と家族の看病のこと	病氣の家臣への配慮	江戸で外に出たがらないこと	三之丸隠殿の桜花見の様子	江戸上屋敷の萩見の様子	献上物と人の真実	規式に香の物忘れのこと	善政のたばこ「小柳」のこと	將軍家治命日に魚を出したこと	世子顕孝縁約の祝に菓子準備忘れ	料理に文句を言わないこと	幸姫のこと、江戸の妾を断つたこと	死刑の日の慎み、天明4年参府延引	
十三	十二	十一	十	九			56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
あとがき	参考文献	現代語訳註	主な登場人物人名録	関係年表			幕府よりおほめ	安永四年大町に判所設置	明和九年江戸大火と屋敷再建	間引きを諫める教諭	備米蔵設置	籍田の礼	武芸奨励	学館再興など任位中の政治	相談紙面と熟覧のこと	安永六年洪水のこと	宝暦五年飢饉の二十三回忌法要	天明三年飢饉の手当	天明四年の天候回復の願いで断食	鷹山の家臣に対する態度と配慮	種美に続き重定の病氣看病



## 凡例

- 1 本書の翹楚篇画像は市立米沢図書館蔵の翹楚篇写しを利用しています。
- 2 上欄記載の解読は、異体字は常用漢字とし、適宜読点をつけています。原文のページと解読のページは対応してませんが、原文の行と解読の行は対応していません。
- 3 解読の下欄に現代語訳をつけています。文体は「である」としてしています。適宜省略するなどの意識となっており必ずしも逐語訳にはなっていません。原文は尊敬・謙讓・丁寧の敬語のオンパレードですが、現代語訳では、最小限の丁寧語として、原則敬語は省略してしています。人名についてはすべて敬称は省略し、主人公の鷹山（治憲）について、おおむね隠居前を「治憲」、隠居後を「鷹山」として訳してます。なお、必ずしも原文の意味が一意ではなく複数取れる場合や、意味が取れない場合など「(訳註)」として本書の後ろに註釈をつけています。
- 4 現代語訳の月は原文のとおり旧暦のままですが、時間は現代の時間に直して記載してしています。
- 5 本書で用いた翹楚篇写しには、各項目ごとに○印がついていますので、現代語訳はこの○印に番号を振り、1から56までとして目次に記載してあります。目次記載のタイトルは当研究会が適宜付したものです。
- 6 本書は米沢市の松坂世紀記念財団の奨励金及び鶴岡市の公益信託荘内銀行ふるさと創造基金の助成金を得て発行しました。



# 一 「翹楚篇(ぎょうそへん)」について

「翹楚(ぎょうそ)」は中国の言葉で、「翹(ぎょう)」は高くぬきんでる、「楚(そ)」は高く伸びた木のこと、才能がぬきんでてすぐれていること、すぐれた人の意味、と辞書にあります。したがって、「翹楚篇」とは、すぐれた人の事柄を編集した書物の意味になります。本書での優れた人とは、上杉鷹山(ようざん)のことです。

鷹山は九州の高鍋藩秋月家出身で幼名は松三郎、上杉家では直丸と名乗り、明和四(一七六四)年に元服して、家督を継ぎ、將軍家治の一字をもらって「治憲(はるのり)」と名乗り、天明五(一七八五)年に十九年間の藩主生活を終えて隠居し、享和二(一八〇二)年に、治憲は「鷹山」と名乗ります。「翹楚篇」は寛政元(一七八九)年の完成なので、翹楚篇に書かれている事柄は多くは「治憲」の時代のことです。したがってこの解説では「鷹山」ではなく「治憲」と書くことにします。

「翹楚篇」は治憲側近の莅戸善政(のぞきよしまさ、以下「善政」)が、治憲と側室お豊の方(本文内では「於琴」と書かれています)の子顯孝(あきたか・安永五(一七七六)年七月生)の教育のために著した治憲の言行録です。顯孝は天明二(一七八二)年、治憲の次の十代藩主・上杉治広の養子となり、治広の世子として藩主になる筈でしたが、寛政六(一七九四)年一月に痲瘡のため死去し、藩主にはなれませんでした。

本書では省略しましたが「翹楚篇」の冒頭には米沢藩の儒学者の神保蘭室、治憲の師である細井平洲、莅戸善政本

人の三人が書いた漢文の序があります。善政の自序には、不識公（上杉謙信）以下の君主の嘉言善行をまとめる積もりだったが、これは果たせず、治憲の子の顕孝に父治憲の言行を伝えるため「翹楚篇」をまとめた事が述べられています。

「翹楚篇」は顕孝のための著作なので、当然に顕孝の父である治憲の目にも触れる前提で書かれたものと思われる。従って、記載されている内容は史実に合致するのみならず、記述から推測される治憲の人物や考え方は、治憲自身のとらえ方にも合致するものだと思われます。この点で、治憲の没後に様々な事績をまとめた治憲の評伝とは性質を異にしており、治憲の人となりを考える上での第一級の資料と言えます。

天明二（一七八二）年十月二十九日、治憲の前期藩政改革を主導した奉行の竹俣当綱（たけのまたまさつな）が失脚し、天明三（一七八三）年十一月二十二日、善政も隠居し、そして治憲もその二年後の天明五（一七八五）年に隠居しました。「翹楚篇」は善政が隠居していた天明七（一七八七）年から寛政元（一七八九）年十一月の間に書いたものと言われています（杉原謙「苳戸大華翁」。「翹楚篇」三十二項）にも「今年天明九年・・・今、斯筆執て此書かき終る（去々年書はじめ、今又継て書けば也）」とあり、「翹楚篇」が天明七年に書き始め天明九年に完成した事がわかります（天明九年は四月に寛政元年に改元）。

この翹楚篇の執筆時期は、善政と治憲は隠居同士ということになり、この隠居同士の刎頸の交わりの様子は「翹楚篇」の中にも描かれています。治憲は、善政が頭痛で悩んでいる時、白布温泉での湯治を勧めたり、隠居した善政が、

煙草を栽培し、この煙草に「こやなき」と名付けて治憲に献上し、いたく気に入られたことや、治憲が他の家臣には言えない愚痴を善政にこぼしたり、悩み事で善政の前で涙を流したりしています。このように、治憲と善政の関係は単なる君臣の関係ではなく、深い人間的な交わりであり、「翹楚篇」に顕れる人間治憲の姿は善政でなければ記述できなかったと思われれます。封建制という大きな時代的制約の中ではありますが、「翹楚篇」から読み取れる治憲の人間に対する愛情は、外ならず善政にも同様の共感があつてこそ記述できたものでしょう。

善政の逸話として、火消が被差別部落の火事を消火しない事を先例としていたことについて、善政は「同じく天より生せる人にして是も米沢の人也。同じ国に居ながら火災を救わぬ法やある、甚だ不人情の至り也」と批判しています（米藩名臣録）。この考え方は、「翹楚篇」にある障書指に対する治憲の対応と軌を一にするものです。

## 二 内容について

「翹楚篇」の記述は五十六項目あり、内容は、略歴、義父上杉重定、老人、家族、家臣、領民、実父、飢饉、災害、農業、学問、行楽、などの多岐に亘ります。これを分類することは何を目的とするかによって分類項目も異なりますが、ここでは読者の方々が実際に「翹楚篇」を読み、それぞれのとらえ方で分類することが大切と考え、あえて分類するのことはいたしません。

「翹楚篇」の記述は時系列や内容による整理は不十分で、一読すると、バラバラの感じもありますが、よく読むと繋がっている項目も発見できます。例えば、三十九から四十一項は、天明七年から天明九年（寛政元年）までの期間の事柄が書かれています。

「翹楚編」の四十七項では、安永六年六月の大洪水の時の治憲の様子が書かれています。米沢藩の公式記録の上杉家御年譜（巻の九）では、この時の洪水について、与板組の青柳暁右衛門安村が泳いで、水につかった家々に綱を張り、十六名を救った様子や治憲が米沢の諸所を廻って見分した様子が詳しく書かれており、これと比較すると「翹楚篇」の記載は簡略です。また、「翹楚篇」には、後世、治憲の成果とされている米沢藩の藩政改革に関する事柄の記述はあまりありません。「小徳を詳にして大業を簡にし」と批判（池田成章「鷹山公世紀」）するのは「翹楚篇」のことでしょうか。これについては、藩政に関する事柄は米沢藩の正史である「上杉家御年譜」「御代々御式目」などに記載されているので省略したなどと説明されています（杉原謙「位戸大華翁」）。あるいは、「翹楚篇」は、治憲の前期改革を主導した竹俣当綱が天明二（一七八二）年に失脚し、竹俣が行った改革が次々に廃止されるなど、いわば藩政改革が後退した時期にまとめられたものであることも一因になっているとも思われます。

「翹楚篇」には、話の性格上、藩主の側近である各種の近習役が登場します。近習の役職名は藩主により若干異なりますが、治憲が藩主の代には、近習の総支配である小姓頭を筆頭に、御手水番、御膳番、御小姓、御側医、御茶道、御小坊主、御側役（多くは手水番兼帯）、数寄屋頭（茶道兼帯）、御傳役、御隠殿御用人、御部屋住御用人などがいま

した。小姓頭は現代の官房長官で、藩主の一番身近な重臣です。

一方、後期藩政改革に治憲を補佐した丸山平六・黒井半四郎・神保容助（蘭室）などの人々もいますが、「翹楚篇」の成立時期や役職との関係でしょうか登場しません。

近習と奉行らの重臣は普段に藩主と直に対顔できませんが、それ以外の家臣（近習に対して外様とも呼ばれる）は普段は藩主と会うことはありませんでした。しかし、若くして治憲が隠居して餐霞館に移ってからは、藩主時代よりは自由に近習や重臣以外の家臣にも会えたと思われる、もしかすると自由に様々な家臣と会えることが若くして隠居する一因かもしれません。

### 三 「翹楚篇」の評価について

「翹楚篇」は、治憲が「明君」と評価されるのに重要な役割を果たしたと言われていました（小関悠一郎「名君の近世」。また、「翹楚篇」の写本が全国に流布されるについては治憲の師である細井平洲の役割が大きかったとも言われています。細井平洲にとっては教え子である治憲の評価が高まることはとりもなおさず自身の評価にもつながることでした。また、「翹楚篇」の著者である善政にとっても治憲の評価が高まることは重要なことでした。善政は、中級家臣の隠居の身の上であったにもかかわらず寛政三年に中老として抜擢され藩政に復帰し、その後、家臣の最高位であ

る奉行にまで出世しますが、同様に下級武士から出世し藩政の実権を握った森平右衛門が竹俣当綱に殺害されたことを常に念頭においていたと思われれます。森平右衛門殺害の一要因は、当時の藩主上杉重定が藩政に興味を示さず、贅沢三昧に耽つていたことにあります。善政の身の安全のためにも治憲は名君である必要があります、この善政の期待に治憲はよく応えたのでした。もちろん善政も治憲に負けず劣らず清廉潔白と勉学を修行した人でした。

#### 四 著者の莅戸善政(のぞきよしまさ)について

善政は、享保二十年(一七三五)莅戸英政の子として米沢の元馬口労町(現在の山形大学工学部敷地内)に誕生しました。治憲の十六歳年上になります。通称を初めは九郎兵衛、後に六郎兵衛と称し、雅名を鵬、字を士雲、号を太華と称し、莅戸太華とも呼ばれます。莅戸家は米沢藩の中級家臣の馬廻組で、父は病身で善政が六歳のとき死去し、寛延四(一七九二)年七月二十九日、善政十七歳で祖父九郎兵衛政共の家督を継ぎ、中之間組として百八十石を与えられました。善政は彙科松伯が主宰する青莪社に学び、竹俣当綱、木村丈八等と親交を結び、治憲の前の藩主である上杉重定(しげさだ)の側近である森平右衛門を竹俣当綱が殺害する際の合謀の一員でもありました。

明和四(一七六七)年四月、重定が隠居し治憲が藩主となり、同年八月、善政は治憲の小姓となり、同六(一七六九)年正月二百石に加増、町奉行職、安永元(一七七二)年、小姓頭となり三百石に加増されました。藩主の身近で



身の回りを世話し、あるいは藩政に影響を与えたりすることもある家臣を近習と言いますが、近習の筆頭が小姓頭で、藩主の最側近で、森平右衛門のように側近政治として批判の対象にもなる地位です。善政は、安永元年（一七七二）から天明三年（一七八三）まで十二年間にわたり治憲の小姓頭として最も身近に治憲の言動を見聞きし、その考え方に触れており、これが「翹楚篇」に凝縮しています。

善政には「翹楚篇」の外に多数の著作があり、藩政改革の課題を分析した「総紙」、「樹畜建議」など藩政に関するもののほか、好古堂随筆として多様なテーマの随筆、救荒書の「かてもの」の編纂など広範な知識を有していたことが窺われ、また、「翹楚篇」にもあるように家庭菜園での野菜やたばこ栽培など園芸趣味などもあるほかに、かなりの酒豪でもあり、この点では下戸の治憲とは対照的でした。

前述の様に、天明二（一七八二）年十月竹俣当綱が失脚し、天明三（一七八三）年十一月二十三日善政も隠居しました。治憲もその二年後の天明五（一七八五）年に隠居し、藩政改革は停滞しましたが、寛政三（一七九二）年一月二十九日、善政が知行五百石で中老職として復帰し、いわゆる「寛三の改革」が始まり、善政が治憲の後期藩政改革を主導しました。善政は藩政の問題点を分析した著述のタイトルに孔子家語から引用した「総紙」と名づけていますが、これは手元で編む紙（一本のひも）が、ずっと先で立派な組紐になるという趣旨で、小さな事柄の改革の積み重ねが大きな藩政改革として結果するはずという善政の実務家的な信条を顕したものと思われる。

善政の復帰に貢献したのは、中条至資（のりすけ或いはよしすけ）です。中条は治憲と同時代に長期間奉行を務め

ています。当時、藩政改革の意見書の過半数が善政の復帰を望みましたが、治憲は決断できませんでした。中級家臣である二手組の隠居に藩政の重職を命じては騒動にも及ぶのではないかと心配したようです。治憲が藩主になって早々に七家騒動があったことが頭をめぐったかもしれません。この時に、治憲に決断を迫ったのが中条至貧です。中条は、妨害者がおれば自分が命にかけて鎮めると治憲の決断を促し、さすがの優柔不断の治憲も善政の復帰を決意したのでした（米藩名臣録）。

善政は寛政六（一七九四）年閏十一月二十三日には家臣筆頭職の奉行職となり知行千石を与えられ、米沢藩家臣としては名実ともに最高位となり藩政改革を行いました。

米沢藩の家臣は、上級家臣の侍組、中級家臣の二手組（五十騎組・馬廻組・与板組）、足輕などの下級家臣という三段階のピラミッド型の構成になっていて、どの階級に属するかによって与えられる職務も決まっております。所屬階級は原則として固定化しており生まれながらのものでした。その中で、荇戸は中級家臣の二手組から上級家臣の侍組へと出世し、さらには侍組の中でも最上位の家臣だけが担任できる奉行にまで異例の出世を遂げました。

善政は、享和三（一八〇三）年十二月二十五日、六十九歳で死去し、米沢の旧七軒町の長泉寺に葬られています。

善政が致仕後、嫡子・政以、孫・政在と三代続けて上杉家の奉行職を担い、孫の政在の代、文政六（一八二二）年には「寛三の改革」の精神が実を結び、借財の相当部分を返済し、軍用金五千両を蓄えることができたと言われています（池田成章「鷹山公世紀」）。治憲が亡くなって一年後、善政が亡くなって二十年、そして「寛三の改革」の寛政

三（一七九一）年から三十三年が過ぎていました。ただし、藩財政再建に大きく貢献した家臣からの半知借上は明治二年まで続き、多額の家臣からの借入が返済されないままになっています。

## 五 上杉治憲について

治憲は、宝暦元（一七五二）年七月、高鍋藩秋月種美の二男として高鍋藩の江戸藩邸で生まれました。米沢藩上杉家の上杉重定の養子となり、宝暦十（一七六〇）年からは米沢藩の江戸藩邸桜田屋敷に移り生活を始めましたので、江戸生まれの江戸育ちです。にもかかわらず、「翹楚篇」から見える治憲は参勤での江戸での生活を好んではおらず、天明五年に三十五歳の若さで隠居し、隠居藩主は江戸に住むのが通常でしたが、脚痛のため赤湯温泉で湯治が必要と称して、幕府の許可を得て米沢での田舎暮らしをしました。この隠居の理由もいろいろとされていますが、「翹楚篇」から窺われる治憲の考え方にも起因しているようにも思われます。

「翹楚篇」に描かれている治憲は決してスーパーヒーローではありません。家臣や領民などに対して偉ぶらずに思いやりをもって接し、家庭的には美質的に二夫一妻を守り、困窮している藩財政について思い悩んでいます。一方、自分の事については優柔不断で物事を決めかねている人間であり、藩主であることを隠して行動するお茶目な人間で

あったり、下戸であるので大勢で花見に行くことを渋ったりと、とても興味深い人間として描かれています。

当時の封建君主である藩主たちの中には、専制的な暴力君主も多く存在していました。また、側室を多く抱えているのが当然であり、米沢藩の先代の藩主達も同様でした。「翹楚篇」に描かれている治憲の姿は、現代の我々から見ると善政が激賞されるほどのことかと思われませんが、わずかの過ちで手討ちとなる家臣などもあった中で、家臣の過ちを咎めず、かえって過ちの対処を誉めたたえるという対応は当時の藩主としては類を見ないことだったのでしょう。

秋月家の家老<sup>三</sup>好善太夫から、宝曆九（一七五九）年三月に治憲が米沢藩の養子に内約が決まった折りと、翌宝曆十年正式に世子に決定した折に贈った両書があります。この一通の書状の内容は御養家を継ぐにあたって「四書小学近思録の御字問を第一」と朱子学の「近思録」の勉強を勧め、「ゆったりとして人を憐れみ御胸中広く人を疑うことなく」などの心構えが書いてあります。

また、治憲がまだ世子の時の明和二（一七六五）年二月二日と七日に江戸城本丸と西の丸に登城したことがあり、その二日間は寒気が厳しく、特に七日は大雨でお供の者たちは大変な苦勞をして帰った折に治憲が、お供の面々に慰勞の言葉を言ったことを竹俣当綱が聞いて、治憲が気軽に供の者に言葉をかけた事を喜び、この心を伸ばせば「明の君」になるであろうと考え、「言上書」を書いていきます。

「好善太夫は「敬」を大事にするように教え、竹俣当綱は「恕」を大切にするようにと書き、「翹楚編」の中には、これに添う行状が多く表れています。

このような人間的な治憲の姿こそ、善政が顕孝に教えたかった理想的な君主像と思われれます。現代においても部下を人間扱いしない上司がちらほらと聞こえますが、ぜひとも「翹楚篇」を熟読して上司のあるべき姿を学んで欲しいものです。

もちろん、治憲も善政も封建制のシステム自体を否定する考えはありませんから、農民が質素倹約をして定められた年貢課役を納めるのは当然と考えていましたし、身分制も当然の前提としており、儒教の長幼の序などをとても大切にしており、現代の平等思想・人権思想や民主主義とは考え方が異なるのは時代背景からして当然のことです。

クリスチャンである内村鑑三は明治二十七年（一八九四）年、「代表的日本人」の五人のうちの一人として上杉鷹山（治憲）を取り上げ、英語で書かれた同書により「上杉鷹山」の名前は、治憲の逸話とともに全世界に広まることになりました。

また、太平洋戦争以前の小学校国定教科書に、上杉鷹山（治憲）が師の細井平洲を郊外の羽黒堂に出迎えた逸話や「先生をうやまえ」として多数回にわたり掲載され、支配する側の都合の良い話としてではありませんが、「上杉鷹山」が日本中に知れわたることとなりました。

治憲については「上杉鷹山」の名前で紹介する著作が大半ですが、いろいろな歴史書のみならず小説化もされており、中には誇張もあるものの沢山の資料がありますので、ここでは治憲について詳しい経歴や事跡の説明は省略します。

## 六 「翹楚篇」教材と古文書（くずし字）の読み方

善政の著作の多くが東京の三康図書館にあります。杉原謙「荏戸太華翁」によれば、明治になり武士階級が生活に困窮しましたが、荏戸家も例外でなく、善政の著作や所蔵の治憲親書が散逸の危機に瀕し、上杉家で一時負債を立て替えて、散逸を防ぐ案も出されたものの荏戸家が承諾しませんでした。その後、斡旋する方もあり上杉家に譲られ、上杉家から杉原家に譲られた経緯があります。杉原家は荏戸家と姻戚関係があります。その後、荏戸家文書は大橋図書館を経て三康図書館に所蔵されるに至っているそうです。

「翹楚篇」の善政自筆原本は三康図書館にあるそうですが（残念ながら著者たちはまだ見たことがありません）、「翹楚篇」の写本は江戸時代から多数作成され、全国各地に広まっていることが小関悠一郎先生の研究で明らかにされています。米沢図書館にも多数の写本がありますが、本書で用いた写本は、米沢図書館所蔵の写本の中から、比較的古文書初心者が読みやすいくずし字のもので、エピソードの抜けが少ないものを選んで米沢古文書研究会の例会教材として、二〇一四年五月から二〇一七年四月まで輪読しました。

本書の解説・現代語訳はその輪読の成果ですが、「翹楚篇」の文章は、必ずしも主語が明確でなく、そのうえに我々から見ると過剰に丁寧な敬語が用いられて文意を取りづらい文章も多くあり、特に現代語訳については異論もあると

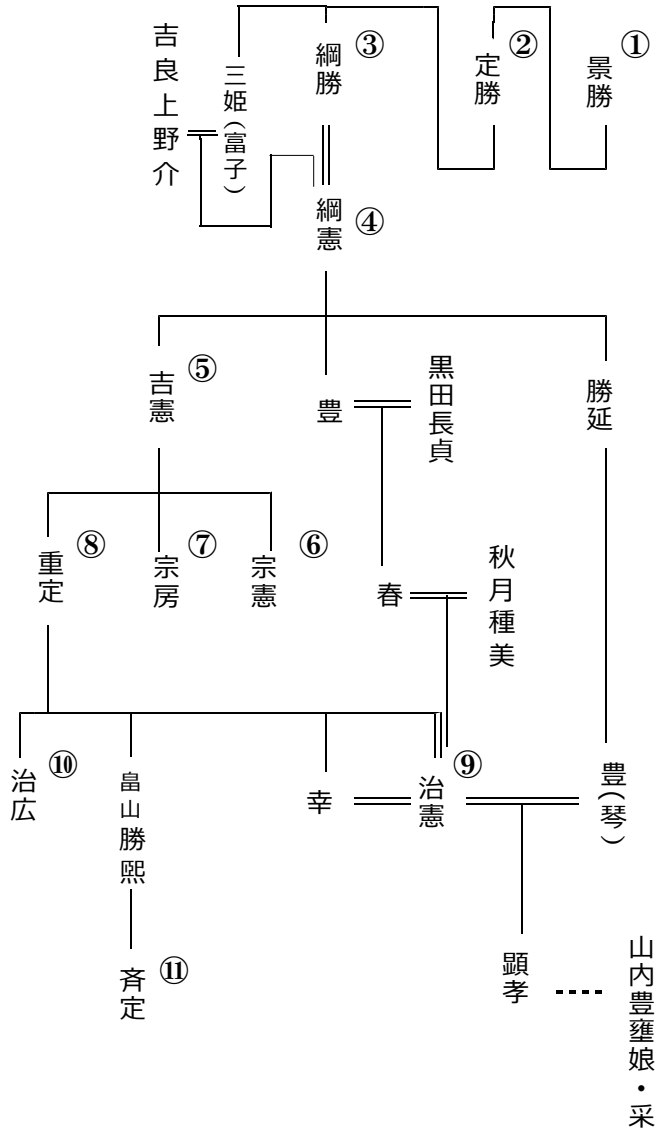
思われ、今後とも検討が必要と思われれます。読者各位からの率直なご指摘をお待ちします。

「翹楚篇」のような江戸時代（近世）にくずし字で書かれた書物では、現代文とことなりひとつの漢字や仮名をいろいろな書き方で表現しています。このくずし字の中でも、多数ある変体仮名をある程度覚えようと、「翹楚篇」の半分以上が読めるようになります。これに加えて、漢字のくずしを覚える必要がありますが、独学では根気よく時間をかける必要があります、ぜひ近くの古文書を読む会に参加し勉強することをお勧めします。先輩から教わりながら学ぶと、予想外に早く習熟するものです。

本書では、ページ左側に原文、右側上欄に解説、下欄に現代語訳が記載されています。最初から順番に読まなくとも良いので、興味のあるエピソードを目次で選び、最初に現代語訳を読んであらすじを頭に入れて原文にとりかかると読みやすくなります。

現代語訳については、原文の意味が取りづらい箇所については、訳注として本書の後ろに簡単に摘記してありますので、参考にして下さい。

上杉家略系図（名前の脇の数字は景勝から数えた米沢藩の藩主代数）





翹楚篇

翹楚篇  
ぎょうそへん

全

致仕臣太華源鵬謹撰

## 治憲公

始ハ勝興と称奉り、諱いみなの字を賜て治憲と称たてまつる、御童名を御実家に在らせられし時ハ、松三郎と称奉り、御家に入らせられて、直松と称たてまつり、又直丸と改給ひ、御元服あつて、弾正大弼と称奉り、隠居し給ひて越前守と改給ひし也、又文学の御風雅とて、御学問所を稽古堂けいこどうと称し、御居間を白鶴台はつかくだいと称し、又来章閣らいしょうかくと称し、御号を鷹山ようざんと称し、御園を紫霞園しかせんと名つけられ、隠居ましく、城南三御丸に住居したまへハ、御号を南亭と称し、又餐霞館さんかかんと称せられし、御筆を染られしものに、此等の御称号を記たまへハ、爰こゝに書付置はへる、

○ 公実じつは秋月長門守種美あきつきながののかみ たねみ（初の名佐渡守）の第二男にてましませしを、大炊頭重定公おおいのかみ しげさだ（隠居ましくてハ、大殿様と称奉りし也、御嫡男を若殿と唱るに對すれハ、なべて当主を大殿と称するが常の事ながら、御家にてハ当主を称し奉りて、屋形様と申上奉るより、隠居ましませるを大殿と稱し奉る事なり、去れハ、繼て隠居ましくて、隠居二人ましませハ、治憲公はるのりこうを稱し奉りて、中殿なかとのとハ申上奉る事也、篇中大殿と稱し奉るあれハ爰こゝにことほり置はへる） 養て世子に、

治憲は、秋月の実家では松三郎、上杉家で直松・直丸、勝興、將軍の一字をもらひ治憲、弾正大弼、隠居して越前守、号を鷹山、学問所を稽古堂、居間を白鶴台・来章閣、御園を紫霞園、隠居して三之丸に住み、号を南亭、餐霞館と稱した。

一 治憲は、秋月長門守種美（佐渡守）の二男であつたが、大炊頭重定（大殿という、治憲が隠居すると治憲は中殿と呼ぶ）の養子となる。世子ときまり、



立たまひしかハ、宝曆十年、桜田御屋敷世子御殿へ引移まし、明和四年重定公隠居まし、此君御年十七にて立て、御家を継ぎたまひしなり、御在位十九年御年三十五にして、天明五年隠居したまひ、「万寿無疆」と三丸御殿に住せたまひし也、

○ 公の世子にてましませし時、或日、馬場へ出て賣馬の御なくさミあり、時に、御手明交替のものを桜田御屋敷に着日也、其内何といへるものによ、今年始めて江戸へ出たるもの也、事々不案内にて、馬場を通り御馬見所近く行つめければ、人々叱して退けぬ、元より不案内のものなれば、驚あはて、御馬見所向、諸士居小屋の垣の内に入て身を隠せり

宝曆十年、江戸の桜田屋敷世子御殿へ引移つた。明和四年に重定が隠居し、治憲が十七歳で家を継いだ。在位は十九年。天明五年、三十五歳で隠居し、「万寿無疆」と三丸御殿に住んだ。

二 治憲が世子の時、ある日、馬場で賣馬を楽しまれたことがあつた。その日は、御手明交替の者が桜田御屋敷に到着の日だつた。そのうち何と言う者か、今年初めて江戸に出てきた者なので勝手がわからず、馬場を通り馬見所近く行つてしまい、人々が叱責すると、もとより不案内なので驚きあわてて馬見所向いの諸士の居小屋の垣の内に入つて身を隠した。

まゝありし一の寶曆十年櫻田清盛を世子清盛(一)後  
はしく明和四年重定公隠居はしくしてけし清盛年十  
七よりまゝて清家とはぎくありし一なり清盛在位十九の清盛年  
三十五よりして天明五年隠居はしくありし一乃壽長疆と  
三丸清盛よ任せはしくありし一也

○公の世子おてはしくませし時本日くる場(一)出て賣馬の  
清盛くさるる時よはしく明交替のもの様田清盛よ本日也  
其内何といふものふや今年始て江戸(一)出るもの也事と  
不案内よくる場と通り清くる見前道く行つめりれバ  
人く吐して退けぬえより不案内のものなり清盛のハ  
て、清くる見前向徳士居小屋の垣の内よ入る身と隠せり

斯かくして久しく待けれとも、御責馬のやまさりければ、何かハたまるへき、やむ事なくして垣のかけにて小便せり、侍衛しえいの諸士おのゝ見つけて、此事このことを訟うたえん事を議ぎす、此事公の御耳に達たつしけるにや、諸士をかへりミ、見たまひてのたまひし、責馬をミて居りしゆへ、小便するものをハ、見る暇いとまもなかりしそくとのたまひしほとに、議する人々其名そのなをもきかざしてやミぬ、

○世子にてましませし時、侍臣じしん某精進なにがししようしんの朝餉あさけを供きようしまひらするに、椀中芋わんちゆういもの子こに魚の鱗うろこ一片をつひてあり、進めて後見付のちみつけるといへども、せん所を知らず、公竊ひそかに知しめし、芋いもを覆くつがえして鱗うろこをかくし、

こうして暫く待っていたが責馬が終わらず、どうしても溜まってしまい（訳註）、やむなく垣の陰で小便をしてしまった。それを侍衛の諸士が見つけてこの事を訴えようとしたり。それが治憲の耳に入り、諸士を返り見て言われたのは、自分は責馬を見ていたので小便する者を見る暇もなかった、なかったよ、と言われたので、訴えようとした人々も名も聞かずに事は終わった。

三 世子だった時、家臣の某が精進の朝餉を出すことになっているのに、椀中の芋の子に魚の鱗が一片付いていた。進めてから見つけたけれど、どうしたらいいかわからなかったが、治憲はコッソリ（訳註）、芋を裏返して鱗をかくしてしまった。

勤して久しく待られし毎侍責るのやほよりり然何ん  
かある(ま)やむ事なくして垣のかけよて小便せり侍衛  
の法士たのく見つけこけ事を以ん事を識はる公の  
侍耳よきしるるよや法士とかつりも見るはしとの(あ)じ  
責るをよて居りし(あ)小便あるものといはる物も  
かりしそことつ(あ)ひりしそふ識ある人々其名  
ともまらざるしそやいぬ

○世子よては(あ)ま(あ)せ 時侍臣某精進の物餉と  
供し(あ)ひ(あ)るる小椀中羊のみよ魚の鱗 一片  
はいて(あ)り進めては見付るとい(あ)せし(あ)と  
知(あ)に公竊よ知(あ)の(あ)事と覆(あ)して(あ)と(あ)か(あ)

たまひし、

○ 世子にてまします時、侍臣某潔斎じしん、なにがしけつさいの日にあ  
たつて、過あやまちて悪火あくひすすめまひらする、側そばに侍る  
もの悪火の由を告つげ、且進まいらするもの、不敬ふけいを責たり  
しに、公きこしめして、此炭すすもといかなる家、い  
かなる火をもてか製つくりなせるとのたまひて、敢不あえて  
敬を咎とがめたまはず

○ 世子にてまします時、国民の困窮をきこし  
めし、嘆かせたまひ、やがて世を継ぎたまひし時  
も、やはり此まゝならハ、貧民の一助にも成なん  
かど、のたまハせしが、世を継たまひしにも、果  
たして其御言葉のこどく、御部屋住御仕切料おへやすみ おしきりようのま  
ゝ、纒むすか二百九兩一分何ほとにて、御

四 世子であつた時、家臣が潔斎の日に過

ちで悪火（訳註）を進めてしまひ、側近の  
者が、悪火の事を告げ、進めた者の不敬を  
責めたが、治憲は、それを聞いて、此の炭、  
元はどんな家、どんな火で作られたものな  
のかと言つて、敢えて不敬を咎めなかつた。

五 世子であつた時、国民の困窮を聞き、

嘆いて、やがて家督を継いで、やはりこ  
のまゝならば、貧民の一助にも成るだろ  
うと言つていたが、その言葉どおり、藩主と  
なつても部屋住時代の御仕切料のまま、わ  
ずか二百九兩一分程にて、



うはひ

○世子よては、やまと時侍臣某潔齋の月よのうく  
過て惡火をもちぬのちのひらとる側み侍るもの惡火の忠を  
告且進るもの不敬を責つたりしふ公きこつて  
け炭もといふる家いづかる火をもてり製らざる  
とつはひして教不敬を咎つはひ

○世子よては、はせ時國民の困窮をきこつて  
歎りせうはひやりて世を迷つはひ時やうはひ  
るゝ貧民の一助よも成らぬことつはひせ  
せと終つはひよと果して其法をばつて  
屋住法仕切料のほと終二百九支一分約をよて法

手元の御服食ハ足らせたまひし、

○ 公立て家督したまひし時の事也、御蔵元の逼迫せしハ、実も尤の事也、其むかし、越州を領したまひしころハ、其御高も知られぬほとなりしを、百二十万石にて会津に移らせたまひ、又三十万石に減して、米沢に移たまひ、夫が上に半を減して、十五万石を知しめしたれば、君は元より、大国の君臣ハ、おのゝゝ大家の末なれば、君臣ともにむかしをしたふ人情より、其礼、其格も分に越たり、尤俸禄こそ其時々減たれ、大小の諸士凡五千家に近く、其俸禄を通計せバ十一、二万石にも至ぬへし、只夫のミか治平の久しきに、其格、

手元の服食費は十分とした。

六 治憲が家督を継がれた時のことだが、藩財政が逼迫したのはいかにも尤の事。その昔、越後が所領だった頃は石高も分らない程たくさんだったが、百二十万石にて会津に、又三十万石に減じて米沢に、そして又半ばを減じて十五万石の知行になつたが、君臣ともに大家の子孫なので昔を思い、礼儀格式も昔のまゝで分限（訳註）を超えたことをしていた。俸禄こそは時々減少させたが、大小の諸士は合計五千家に近く、その俸禄を通算すれば十一、二万石にもなる。只それだけではなく、泰平の世も永くなり、

子元の清服食は足らせうあひ

○公立て家督一うあひ一時の事也清義元の逼迫せう其もむ乃事也其むう越州を領うあひう其清もむあひせぬふらうとる二十万石まで今津よ務うせうあひ又二十万石に減うと津よ核うあひまがうよ半を減うて十五万石を知ううが君をえうり大國の君臣はたのく大家乃未るを君はともふむうと志うふ人情うり其禮を格も分よ減うりを俸祿う其時よ減うれ大小此法士九五千家よ近く其俸祿を過計せば十一二万石も玉ぬ一一口支のうきも小も給其

式のミ次第く、に大きく成来りしまゝに、数十、百万の蓄たくわえを添たてつかひ来りしより、其年の貢みつぎもて其年の用に足るへくもあらず、出入でいりしうけ豪家ごうけのものに御手おてを下さげられ、利金りきん息錢そくせんを費して、過し来りたまひしより、御国政も御心にまかせられぬ事にハなりぬ、尚ぜんぜんも漸ぜんぜん々の衰あつぱれあらバ、適あつぱれ百姓ひやくしやうの難義なんぎ、御家の危急ききゆうにも至あきらからせたまふべきを、此事あきらか明せんに知しめせしより、御家督ごけとくのはじめなから、御膳ごぜんハ一汁一菜いちじゅういつさいを供いさしめ、御服ごふくハ木綿もめんめさせられ、是を目当の儉約けんやくをと仰出よされしなり、凡の人情始あらざる事なく、能終よくおわりある事すくなきならひなるに、御在位十九年、今既いま隱居いんこましゝて

格式ばかり大きくなり、数十、百万の蓄も使つてしまひ、その年の年貢でその年の出費に足りず、出入の豪家の者に手を下げては借財し、利息を払い続けて過して来た。そのため、国政も思いどおりに運ばなくなつた。尚もこのまま衰頹したなら、百姓は困窮し、御家は危急に至るであろうことを明らかに知ろしめせしため（訳註）、家督の始めではあるが、御膳は一汁一菜、衣服は木綿を着ると決められ、これを見当に儉約を命じた。およそ、人情として初めは取り組むが最後まで成し遂げる者は少ない（訳註）、とは世の常だが、御在位十九年、今既に隱居してからも、

式のし次第くよたまて成ありしは、小牧十萬一  
乃、蓄を流しは、つひ来りしより、其年の貢もて、其の  
の用不足る、くも、つひ、出入、豪家、乃、もの、小、清、を、  
つ、し、利、金、息、油、を、費、し、く、こ、し、来、り、つ、あ、い、り、を、  
清、國、政、と、清、心、よ、は、り、せ、し、ま、ぬ、事、よ、か、り、ぬ、尚、も、漸、と、  
の、衰、へ、し、つ、適、而、始、乃、難、義、清、家、に、危、急、よ、も、る、を、  
つ、あ、い、き、と、け、事、明、し、知、り、せ、し、り、り、清、家、督、の、  
ち、し、の、り、り、清、信、ハ、一、汁、一、菜、と、供、さ、す、の、法、彼、本、錦、  
の、さ、せ、し、ま、是、を、目、高、の、儉、約、と、し、作、さ、り、つ、か、り、  
凡、の、人、情、始、つ、つ、さ、る、事、な、く、能、終、つ、る、事、な、く、な、き、  
な、し、ら、り、し、清、在、位、十、九、年、今、既、臨、后、は、し、く、て、

さへ其儉を守らせたまひて、御膳は一菜に限り、御服ハ御下めしまてに、木綿をめさせられし也、

○ 公学問を好たまひ、

平洲先生 姓ハ紀、名ハ徳民、字を世馨と言、平洲と

号し、俗名を細井甚三郎と言、当時尾張の処士として江戸に住し、今挙げられて尾張家の儒臣たり

鶴台先生 姓ハ滝、名ハ長愷 字ハ弥八、鶴台と号し、

俗名を滝弥八と言、毛利家の儒臣たり

太室先生 姓ハ洪井、名ハ孝徳、字ハ子章、太室と号し、

俗名を洪井平左衛門と言、堀田家の儒臣たるが後

挙げられて、参政たり

大湫先生 姓ハ南宮、名ハ岳、字ハ喬卿、大湫と号し、

俗名を南宮弥六郎と言、尾張の処士として江戸に住せし人なり

を請して常に師事し給ひ、又諸臣の中にも切磋

のためにハ、友事したまへるもありし也、

○ 平洲先生を請して、経書の講釈を聞たまひ、

兼て御家老、御用人より外様勤仕の諸士までに、

侍聴せしめたまふ、或日、大学の講釈聞給ひし

時の事也、其日しか

その儉約を守り御膳は一菜、衣服は下着まで木綿を着ている。

七 治憲は学問を好み、平洲先生（細井甚

三郎、尾張の人） 鶴台先生（滝弥八、毛

利家の儒者）、太室先生（洪井太室、堀田

家の儒者）、大湫先生（南宮大湫、尾張の人）

を招き常に師事してきた。又諸臣の中にも

学問に努め励むため共に学ぶ者もあつた。

八 平洲先生を招き、経書の講釈を受けた

時、一緒に、家老、用人、外様勤仕（訳註）

の諸士にまで側に控えさせて聴講させた。

ある日、大学の講釈を聞いていた時の事である。その日

其儉を守りては、其の法を以て清濁を一掃するに法  
服は清濁の二は、其の法を以て清濁を一掃するに法

○公学向と好むは、平洲先生姓ハ紀名ハ徳民字ト世馨  
之平洲と号リ俗名を細井

甚之希と云南時尾張の處士として鶴臺先生  
姓ハ瀧名ハ長愷字ハ彌  
鶴臺と号リ俗名を

境跡と云毛利大室先生  
姓ハ澁井名ハ孝徳字ハ子章  
大室と号リ俗名を

儒臣と云大湫先生  
姓ハ南宮名ハ岳字ハ喬卿  
大湫と号リ俗名を

心なり住せりと請して常より師事し、又法臣の中より

切磋のつめよ、友事し、其の法を以て清濁を一掃するに法

○平洲先生と請して經書の講釈をす、其の法を以て清濁を一掃するに法

清家老清用人より外、其の法を以て清濁を一掃するに法

は、其の法を以て清濁を一掃するに法

は、其の法を以て清濁を一掃するに法

くゝの事ありて、朝はやく起たまひたるより、頻しきりに御睡ねむりを催されし事あり、進て先生へのたまひし御言葉に、今朝はやく起たるより、頻にねふりを催して、聖言せいげんを聞の礼を失せり、此罪何をもてか補侍おぎないはへらん、とのたまひしかバ、侍聴じちようの群臣おのゝく驚感きようかんしあへる也、

○ 於琴おとの御方御部屋と称して公の御奥に入興

(式部勝延君の三女にてましませハ、御部屋と称しまひらすへき御かたならねと、深窓にむなしくましますをもて、年寄衆おすゝめ申媒し奉り、御年十ちかひのめまさりにましますを、正室の江戸にいませしをもて、御部屋と下しまいらせて御奥へハ入らせ給ひし)

したまふ、其御もふけとて奥御殿の経営あり、此年早ひやくして、作毛さくもうのいかゝあらんといひあへるほとなり、公聞きこしめし、百姓大早おおひやくを苦しミ、諸山しよざんの寺院あまてまつり雫祭其法を尽といへとも、いまたしるしあらず、此日に当て、

しかじかの事があつて、朝早く起きたので頻に眠気を催され、進て(訳註)先生にこつ白状した。今朝早く起きたので頻に眠りを催し、聖言を聞かず失礼しました、この罪何をもつて補えますかと。それを聞いた席にいた家臣らは驚き感嘆した。

九 於琴の方(綱憲の子の式部勝延の三女で家柄からすれば「御部屋」などでは勿体ないが、深窓にむなしく過ごし十歳年上のめまさりである)が御部屋として輿入れされるので奥御殿の準備が始まったが、この年は日照りで、収穫も心配されていた。治憲は百姓が日照りに苦しみ、寺院が雨乞祭等に手を尽くしても今だにその兆候がなく、このような時に



くの事有りて物もやく起すはいふるより類よ清睡  
と信ずり事有り遊て先生つるはいひし清まゝあふ  
今おちやく起するより類よ福ありと信ずる言と其の  
被と失せりけ深何ともその補侍らんとつるはいひらば  
侍聽の郡臣たのく給る感一有り也

○於琴の御方武部勝延君の之女よりては清部を祿まひら  
かて多言前もあつた中謀りなり御年十ちついのめまありて清部を  
まんと正室の御戸よりせしむとて清部をとりはひせし清部は清部を  
稱して公の清奥に入樂しつるは其清部もよけしと奥清部の  
経営有りけ年早して他ものいひつらんといひつる  
かとちり公よりつる百姓大早と書しと法山の寺院等  
祭其法と云といひつるはいひつるは清部は清部とて

何そ奥向の普請をかせん、とのたまひて、いまた  
半ならざるに、奥御殿の普請を止たまひし、

○ 公初めて入部ましませし年より、民の辛苦を  
知しめさんため、又ハ早つゝき、雨つゝきにハ、  
田畑御覽のために鉄砲もたせ、鳥打、御野遊の御唱  
にて、度々野間に出て、耕作の辛苦を見たまひ、或  
は民家にやすらひ、何かれ御物語なとしまひて、  
通らせたまひしハ常の事也、安永六年九月十九日  
の事也、御城の北門へ老たる嫗来りて御台所へ通  
ると言、故を問へハ、約束しまひらせし刈納餅(か  
りあげもちとハ、農家にて稲を刈仕廻たる祝とて、九月十  
九日に、戸ことに餅つきてくらふをいふ)を献すると言、  
去れハ、御門く滞なく通り御台所へ出て、  
福田餅(かりあげもちをまろめたるもの、名つけて

どうして奥向の普請ができようかと言つ  
て、中途であつたが、奥御殿の普請を止め  
させた。

十 初入部の年より、民の苦勞を知る為、  
又日照りや雨続きには田畑視察のため、鉄  
砲を持たせて鳥打とか、野遊と称して度々  
野に出て、農家の耕作の苦勞を見たり、あ  
るいは民家で休憩して様々話を聞くのが常  
だつた。安永六年九月十九日の事である。  
御城の北門へ老婆が来て台所へ行きたいと  
いう。理由を問うと、約束していた刈納餅  
(稲刈りの祝の餅)を献上するという、そ  
れで、各御門を滞なく通り、御台所に出て、  
福田餅(かりあげもちを丸めたもの)

何そ奥向の普請とせんとつてあいていよこ半から  
けらる小異津殿乃普請と止つてあひ

○公初て入部はしませし一年より民の辛苦と知るの  
さんふあ又の早はつききぬつきよの田畠清賢のふあは決  
絶もつせざる亦清也持の清唱よて産くせりよ出く耕  
作の辛苦と見つてあひ政を民家ふやまふし何れ物終  
かと思つてあひて通つせつてあひし常れ事也安永六  
年九月十九日の事也津城の小門（老るる） 姫ありて  
清墨（通つ）と云故を向（小）の物来しあひつせし川納（餅）  
かりりげむらと（農家）うて稲と刈は色つるを  
とて九月十九日小戸もとて條つてとららとて  
く清なく通つり清墨（出）く福田餅（餅）のつるもの名つけて

ふくでもちといふ、福田の略語にて祝いたる名なり) 一苞ひとつと  
に、大豆粉だいずこ一包を副そえて出しぬ、故を問へハ、御門  
くにて答し、しかくのごとし、各あやしくお  
もひなから、其よし言上ごんじやうに及けれハ、扱さてハ殊勝  
の事也、疾披露やくひろうせよとの御意ごいにて、御取上おとりあげあり、  
飯、酒の御手当より、金子きんすなとたまハリ、厚く謝  
して帰したまひし也、其故を推尋おしあたすぬるに、御野間のあい  
の時、夕ゆうつかたの事なり、老たる姫ははがいそがしく  
稻取仕廻居いねとりしまいたるを御覽ごらんし、御家中諸士かちゆうしのふりして、  
御ミづから持運取仕廻手伝もちほこひとりしまいハせたまひて、此稻ハ  
何米なにこめなりと問せ給ひしに、糯米もちこめと答奉こたえたまりしより、  
斯手伝かくてんたれハ、さぞかりあげ餅もちをバくれるにこそ、  
と戯たわもれのたまひし事のありしを、公と

一苞に、大豆粉一包を副えて出した。そこ  
でも理由を聞かれたので、各御門で答えた  
ように、しかじかと説明。変に思いながら  
も、その旨を治憲に申し上げると、さては  
殊勝である、急いで披露せよとの命令があ  
つて取り上げられ、飯や酒に加えて金子等  
も下されて厚く謝して帰された。其の理由  
を尋ねると、野間に出ていた時、夕方の事  
で、老婆が忙しく稻の取入れをしているの  
を見て、家中の諸士のふりをして、稻を運  
び取入れを手伝い、此の稻は何米かと聞い  
たら、もち米と答えたので、こんなに手伝  
をしたからにはさぞや刈上げ餅も貰えるだ  
ろうな、と冗談で言つた事があつたそうだ。

治憲と

ふくでもりていふ福田の一巻小大豆粉一包を別て出さぬ  
略神めて祝ふ各々の  
おを同い清のくよて答へ志のくはぢ〜  
〜くおもひなら〜其の〜言と小及び其おの珠持の  
事也疾持おせよとの清意小て清多と有り飯酒乃  
清も富より合まなと〜あり厚く謝〜  
〜あり〜也其おを推尋〜よ清中男の時夕つと  
の事なり老する嫗がいそ〜く稲飯はと居〜と  
清覽〜清家中法士のあり〜と清〜持運取は  
白〜清〜せ〜ありてけ稲はら米なりと回せぬい  
糲米と答なり〜あり野も清〜はぢぞかり阿げ餅  
とばらねるよ〜と戯つ〜あり〜事のあり〜と公と

知まひらせしなるへし、此外、彼村の老嫗がミづから績て、娘に織らせ、姫におらせたるといひて布を献し、此所の老婆がミづから糸とり、自織なせる木綿なんど、て、代官所へ出して献したるハ、其数奉て記にいとまあらず、老婆が誠とて、毎度召料にも仰付られ、又老にあやからせたまへとて、御父重定公へ献したまひしもありし也、○ 御年若にましくながら、老人を寵せられしハ、齡を尊ひ給ふの浅からず、ふりにし事なと尋とひたまはんためなるへし、いつも御在国の時ハ、近習、外様の差別なく、年寄て其人がらも相応なる、又は

知つたのだらう（訳註）。此外にも、あちこちの村の老嫗が自分で紡いで、娘に織らせ、或は嫁に織らせたといつては木綿の布を献上したりで、代官所を通じて献上されたものは、記録が追いつけない程。老婆の真心が籠っていると、毎度お召物にするよと言付る。又長寿にあやからせ給えと、父の重定へ献じられた事もあつた。

十一 年若くありながら、老人を慈しむことは、年配者を尊ぶこと厚く並々でない。昔の事等を尋ね聞くため、在国の時はいつも近習、外様（訳註）の差別なく、年寄りで、その人柄もしかるべき者とが、又は

知すいせふる一け外波村の老嫗がらづり  
績て娘小織せ嫁よあせとていして布を献  
け而乃老婆がらづり系より自織せたる赤綿を  
とて代官所へ出して献する其勲擧ぐ記す  
いとほりな老婆が織て毎夜を料おもはせ  
又老小あやせりてあはれ御父宣定と一献  
すあはれと有り也

○清年若くはしくなる老人を寵せしむるハ  
齡を若くしむるの法はなかりあり事なりと  
いふは、いふは、いふは、清在國の時、近習  
乃若くなく、若く其人、若くも、若くも、又

何ぞに勝れたるなど、聞ゆる老人をハ、御夜咄よばなしとしてめさせられ、口になへる御夜食のおもふけより、菓子、酒などの御もてなしありて、咄はなしさせ給ひし、

○ 安永六年十二月廿三日の事也、関口東嶺せきぐちとうれいの衾ふすま歳暮せいぼの和歌を御覽し、感ましく、わたこといふものにしてきよ、との御事にて、綿二把をたばせたまひし、其二首、

○ 九十以上の老人御手当の事、安永六年の事也、諸士ハ御城に召され、百姓町人は代官所へめされ、其所に御成おなりあつて逢あわせられし也、御城へ召されし分ハ御仲

何か他より勝れていると評判の老人を夜咄に呼び、おいしそうな夜食の支度をし、菓子や酒等も出してもてなし、咄をさせた。

十二 安永六年十二月廿三日の事。関口東嶺の衾歳暮の和歌を御覧になり、深く感動して、綿子にして着るようにと綿二把を下さった。その二首（註）

夜を寒み寝られぬままに引がつく、

薄き衾（ふすま）に夢たにもなし

惜しむへき月日なからも老の身は

年の寒さに春そ急かる

十三 九十以上の老人へのねぎらいは、安永六年の事。諸士は城に召れ、百姓町人は代官所へ召されて、そこにお出ましになつて会われた。御城へ召された方は



何ぞ小後れするかとすゆるを人といふ清夜吐く  
のさやうきにはふかたつ清夜食乃はもあけり  
葉子酒をこの清もて水ありて吐くせみじ

○安永六年十一月廿二日の事也園は東嶺の倉蔵  
善の和歌と清覧一感懐しくてわることいふもの  
きよとの清事よて綿二把とすげせはじり其二三

○九十以上の老人清多乃事安永六年の事也  
法士の清城ふるさたる姓町人代ち不のされ其而よ  
清城あつて逢せき也清城ふるさたる分法仲

之間口まで駕籠かこ免ゆるされ、御座の間へめして逢せられ、公と御父重定公ハ、御二の間に列座れつざまし、老人どもハ御四の間までめされ、御小姓頭御取合おこしやうがしらおとりあわせあり、御懇おねんごの御意下り、猶御三の間へ下らせたまひ、何かれ御親したしき御問尋といたずねあり、公より時服じふくたまはり、重定公より金子たまはり、其御席そのおせきにて御料理たまはり、此時ものぞませたまひ、御勞りおいたわりの御意御懇也、御前おんまえといへども、其取扱の常にかはらぬ様にとの御勞りにて、子々共ここどもの内附副つぎそハせべきよし、御料理、拜服はいふくの給仕も子々共にさすべし、との御事にて、或あるいは子、或孫、或娘、或姫よめおのくニ、三人づつ附副つぎそせて、常のごとく給仕つかし事へ

仲の間口まで駕籠に乗ることを許され、御座の間に召され、治憲と重定は二の間に列座、老人らは四の間に召され、小姓頭が紹介し、心のこもつた言葉を下された。更に、三の間へ下り、あれこれと親しく話かけ、治憲からは時服を、重定からは金子が下された。その席で料理が出され、治憲も臨席して、ねぎらいのお気持ちを示された。御前といえども普段と変わらぬ様にと、子どもらに付添わせ、料理、拜服の給仕も子らにさせるようにと指示され、子あるいは孫、あるいは娘、あるいは姫など、おのおの二、三人づつ付添わせて、普段のように給仕させた、

之間にすくはる菴免され清坐の間へりて逢せし  
公と清父重定公ハ清二の間小列座ありて老人ともハ  
清四の間ヤとめされ清小姓改清五合阿侍懇の清意  
下り指清三の間へりてせしあり何れ清親もき清  
同島阿り公より時彼へありり重定公より合子  
へありり其清席よて清料理へありりけ時ものぞ  
おせしありし清常也此清意清懇也清翁といひ  
其お扱の常ふかきぬ格よとの内常やよてあり  
の内附副りせざきより清料理阿後の給はもあき  
よきにべしとのは事よて奉子或孫或娘或媛た乃  
く二三人づつ附副せき常のおき給仕し事

しめたまへり、斯りしかバ、此御席に侍りて親しく見し人ハ、いふにや及べき、聞ける人々も老をバ安んずべけれ、父母にハ能事ゆへけれど、既往を悔ミ、未来を勤る心発らぬハあらず、去れハ公さへ悔ませ給ひし、彼子々共が給仕し事ゆるありさまのしほらしく、誠なる実も老を養ん子々共ハ、斯こそあらめ、実も父母につかへん事、彼等がごとくあるべけれ、けふかの子々共がつかゆるありさまを見ずハ、大名ハ斯るものと安んじて、終不孝にハ過べき、只恨らくハ御殿へだたりて、朝夕馴副つかえまひらせぬ事の残念、せめてハ斯招請しまひらせし時ばかりも、ミづから給仕しつかえまひらすべしと、

この席の近くに控えて様子を見た人は言うまでもなく、様子を聞いた人々も、これからの老人への行いを悔やみ、これからは父母によく仕えるようにすべきと思わない者はなかつた。治憲でさえ、子らが給仕し仕える有様がしおらしく、心から老人をいたわり父母に仕えるとは彼らのようにあるべきだ、今日この様子を見なかつたら、大名というものはこんなものだと思ひ込み、不孝のまま過ごしたことだろう、只残念なのは御殿が離れていて、朝夕したしく仕えられない、せめてこの招請の時だけでも、自ら父の給仕をしてさしあげましよう

しつこくはつり野アツ〜りバけ清席ふ侍りて親しく見  
入らひふよや及ぶき守りくるくとも老とバあんず  
つりれ父母よハ能事由〜りんと既往と悔と未来  
と物る心あ〜ぬハ何〜に去れハ公よ入悔せめい  
波ふ〜たの給は〜事あるつり子波の志何〜〜〜誠  
から實も老とまらんふ〜たハ野丁を何〜め實も父母ふ  
はりつ〜事波等がぶ〜〜何〜〜りれ〜ふ〜れ〜たは  
ち〜つり子波とア〜びハ大谷ハ野るもの〜安ん〜〜  
よハこ〜き只恨〜〜清殿を〜〜て朝夕到〜〜え  
あ〜〜せぬ事の御念せめてハ新招清〜〜せ  
時〜〜りも〜〜給は〜はりえ〜〜〜

幾度厚く辞し給ふを、強て願ハせたまひて、けふをはじめに、御ミづから給仕し、御膳ハすゝめたまひしなり、去れハ、其後、百姓、町人を代官所へめされて、もてなし給へるも、大抵ハ前に同じ、只時服賜しを、米にかへられしまてなり、斯りしかバ、年々めして逢せらるへき事なるに、寒き時、老人をはるくめして逢せらるゝハ、御心なき事なりとおぼしめし、以後ハ就てたまハるべしとて、其後ハ、諸士にハ其頭をもてたまハリ、百姓にハ村長のものをして、其家々につひてたまひし事にハなりぬ、初ハ冬召出されたりしが、あした夕をはかりがたき老なれば、若も其年死して、賜にもるゝもの

重定が幾度あつく断つても、強く願つて今日を手始めにと、自ら給仕し、御膳を勧められた。その後、百姓・町人を代官所に召してもてなすのも大抵は前と同じだったが、時服は米に替えて下された。このように、毎年招いて逢うつもりであったが、寒い時に、老人を遥々招くのは分別の無い事と思われ、以後は赴いて（訳註）賜るようになされ、諸士にはその頭役から、百姓には村の長がその家々に赴いて賜うことになった。初は冬に召出されたが、朝にその夕べの様子を予測できない老人の事であり、もしも、その年死んで賜に洩れるもの



あらんかとの浅からぬ御沙汰にて、春はやく賜る事にハ成し也、

○ 御父重定公ハ、金剛流の仕形御稽古まし〜  
て、重き習事ミな伝受し、極たまひしほどなるより、諸御芸事の内、能ほどすかせたまふハあらず、公は元より御稽古の浅きより、おのづからすかせ給ふといふ場に至らせたまハざりしかバ、始ハいつの御能、御囃子にも、御ミづからの、御仕形などいふ事ハなかりし也、或時、思しめしつかせたまひし、斯まですかせたまひし事ながら、公の御きらひにてましますとならバ、御心のまゝになしにくゝもあらせ給ふへし、南山（南山館ハ重定公

御隠殿の号、

があつてはならないという深い配慮もされて春早くに賜る事になつた。

十四 父重定は金剛流の仕形稽古をされて奥義をすべて伝授され極めるほどで、諸芸事の内、能が格別お好きであつた。治憲は稽古も浅く、そのため好きという境地には至らず、始めはいつの御能、御囃子にも自分から仕形（訳註）するなどという事もなかつた。ある時思いつかれた。重定がこうまで好きな事なのに治憲が嫌いであるといふのでは、重定も心のまゝに思うだけのことでもできないだろうと。南山（南山館は重定の御隠殿の号である、



河...との法...の法...  
事...也

○御父重定公ハ金剛流の仕形法密古法...  
重き智事...  
法...  
場...  
よと...  
本時思...  
事...  
法...  
南<sub>山</sub>南<sub>山</sub>館<sub>館</sub>重<sub>重</sub>定<sub>定</sub>公<sub>公</sub>  
殿<sub>殿</sub>の<sub>の</sub>号<sub>号</sub>

詩經に、「如南山之寿不騫不崩」とあるに、義を取て名つけられし也)の「御寿不騫不崩」とはいへとも、御余年の御樂、只此能にしくハあらせたまハす、公其御相手をなしまひらせたまハ、殊に御心のまゝにて、御樂もまさりたまハんとて、其後ハ能にも、嘯子にも、いつも御ミづから御仕形なされし、去れハ、御能の度ごと、先御ミづから稽古したまひ、尚其上を重定公に見せまひらせられ、そこく御直しうけたまひしも、亦深き御含のありしなるへし、

○ 公江戸に在せし時の事也、金剛三郎が年よりて其芸の上達せるを御覽して、思召しつかせ給ひし、父上隠居ましくてより、今安永七年まで十二年也、其十二年の間には

詩經に南山の寿の如く騫ず崩すとあることから名づけた)の「御寿騫ず崩ず」とは言つても、余生の楽しみは、ただこの能に及ぶものが無い。自分がその相手をすれば、心の赴くまゝに、楽しみも増すであろうと思われ、その後は能にも、嘯子にも、いつも、進んで仕形をするようになった。能の度ごとにまず稽古し、その上で重定に見せて、直しをうけるようになったが、これも亦深いお考えがあつてのことだろう。

十五 江戸にいる時の事。金剛三郎が老境に入り、芸の上達したのを御覽になり、思いつかれた。父重定が隠居して、今安永七年まで十二年。その十二年の間には

詩經又如南山之壽不騫不崩  
の清壽不騫不崩といふ  
清餘年の清樂只け能ふ志く  
おもとらふはひいせうは  
もはさりうはんとて其存  
清とつゝ清は能ふなり  
はとつゝ清は能ふなり  
すいせうそこ清は  
清舎乃りりり

○公は戸ふをせし時の事也金剛之帝が平らりて其藝  
の上達せしを法悦として思ふはりせあり  
くてより今安永七年はく十二也其十二年の間ある

おのづから御芸も上達ましませば、三郎が老て上達せる芸をも、見たまハまくおぼすべし、此節三郎を下して、御慰に成しまひらせたらんハ、何の御樂か是に過ぎさせたまはん、門弟二、三人もつれ下れとの御頼にて、御国もとの赤湯湯治の願にて下して、御慰になしたまへり、(八月始に下り、十月はじめに帰れり)

○ 離舞台ハ御本丸にありて足らせたまへとも、御留守年など、御取開の苦惱なるより、時々御能も御心にまかせたまふましき事をおぼしめし、天明二年御隠殿御構の内へ、新に離舞台を建進られし、

○ 重定公御隠殿の御庭に、築山、鑓水のおもふけ

当然芸も上達している。老いて熟練した三郎の芸をも見たいと思つてゐるだろう、この際、三郎を米沢に下向させて慰問させれば、これに過ぎる楽しみはあるまい。門弟二、三人も連れて行かせてくれとの頼みで、赤湯湯治の願ということにして旅立たせ、重定の慰みとした(八月始めに米沢に下向、十月始めに帰つた)。

十六 離舞台は本丸にあり、治憲が参勤で不在の年など、重定が能を開くのはあれこれ面倒だろう、時々能も思うに任せられない事を配慮して、天明二年、重定の隠殿の内に、新に離舞台を建てさせた。

十七 重定隠殿の庭には築山、鑓水を設けて

たのづゝ湯養も上達侍一のせがひ之席が老て上をせら  
氣をも見えはまのとおほす一けさ之席を下して  
湯養不減一まひりせう一何乃湯樂の是一  
こさせはる一門廿二一人もはれ一せとのはれ一  
湯國もとの赤湯河沿乃預めて下して湯養ある一  
う一は一り一八月始一り一

○離床臺ハ湯本丸小切りと足一せは一も湯留守  
年かとは取開の若臈一る一あり時一は湯能も湯心よは  
りせは一ふ一の一き一事一をた一日一の一天明二年湯隠殿  
湯構の目一新一離床臺を建造一せ一  
○室定公湯隠殿の湯を小梁山を水乃は一も一け

ありなから、御構おかまえの広けれハ、猶もお手を籠こめられたくおぼせども、重き御儉約中、斯かかる御慰ものついやに物費したまはん事の御遠慮に思しめせしも、亦有またがたき思しめしとぞ、此事公きこしめし、御老年の御なくさミ何の是に過へき、何の御遠慮にか及ハせたまはん、おぼしめしのまゝに築きずたまへとて、数多あまたの人足進まいらせられしかバ、御心のまゝに築かせたまひし、

○ 一つの事なりしか、其年ハわすれぬ、江戸に在いませし時の事なり、公御国いまに在すれハ度々御招請たびたびごしやうせい進まいらせられ、御なくさめも進おるらるへきに、御留守年おるすとしにハさぞ御徒然おつれづれにも在あらせらるへし、駿河殿するが（御末家、駿河守勝承公）下りの上ハ、定て時

あつたが、庭の構えが広く、猶も手を入れたいと思つても、重き儉約中、このような慰み事へ出費することを遠慮していたが、治憲はこの事を知つて、老年の慰みはこれに勝るものはありません。遠慮しないで、思いのまゝに築庭するようにと沢山の人足を送つたので、重定は思い通りに築くことができた。

十八 一つのことか、その年は忘れてしまつたが、江戸にいる時の事。治憲が米沢におれば重定を度々お招きして気晴らしもさせられるのに、参勤で留守の年にはさぞ退屈を持て余しているに違いない、駿河殿（上杉家末家の上杉駿河守勝承）が米沢へ下向したら、きつと

有りかゝる清構乃廣りれば、然と清くを善くせしむ  
たばせども、重き清儉の中、勤る清慰より、物費を志  
すは、心事を清きと思ふよ、思ふのせしめ亦、心  
思ふの事を、此事、心きこゝの、清老年の清くさ  
何の是よ、心き、何の清きと思ふよ、及、心き、何  
か、何の、心き、何の、清く、思ふよ、思ふの、人、足、進、ら  
れ、心き、清心の、清く、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、

○いつの事なり、其年、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、  
時の、事なり、公清、國、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、  
清く、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、  
よと、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、  
後河原 市井家 駿河守 下、心き、思ふよ、思ふの、心き、思ふよ、

折ふしの招請ハ有べけれど、不如意の駿河どのなれば、不時の御なくさめといふまでには、中々用人の取量むつかしからん、定れる招請のごとき事々しきもてなしにてハ、度々の御入も御いたミ思しめさん、軽きもふけに差懸て、御案内申上、花の日、月の夕、夏の御涼み、冬の御つれくを御なくさめ申上るゝため、内々にて駿河どのへ御手当申せ、扱我等、斯心遣せしなと大殿様の御聴に達しなバ、是も亦、御氣遣ハしく思しめす道なれば、必是式御手当申せし事の露顕せぬ様に、能取量へと能々河野（駿河守様御用人四郎左衛門）に申合て、其相応の御手当申せとのたまハせしかバ、思召のしかくを四郎

折節のもてなしはするだろうが、資力の乏しい駿河殿なので、予定外のお慰めは中々難しいだろう、定まったもてなしのような大袈裟な招待では入り用も大変と思う、軽いもてなしという事で、花の日、月の夕、夏の涼み、冬のつれくに気晴らしをしていただくように、駿河殿へ内々にてその費用を渡しなさい、このような心遣いをした等と重定が知ると心配されるので、必ず手当のことが露見しないように念を入れて取計らえと、よくよく用人の河野（駿河守御用人四郎左衛門）に申し含めて、それ相応の費用を渡しなさい、といわれたので、お考えの内容を四郎



おふし此招清のあがりれど不如意の後河どのがきだ  
不時の清なくさあといふまてよの中く用人の数量むつ  
りつゝん定まる招清のぶとまき事とて起ちてれ  
よてい後し此清入も清いつていづめさん頼きもけ小  
るをて清茶固とを乃日月の夕暮れ清涼み  
冬乃清は清きとを清なくさあトとらるゝあ内よて  
後河この清もあトせぬ家等勤心をせやを大破  
振の清能ふさ一なるは是も亦清氣をばくせやめ  
道がねが必是武佐もあトせし事此病取せぬ振  
能数量と能く河野殿はち候は人にト合て其お急の  
清もあトせとのあせしつゝ思名の志ろくを四部

左衛門へいひふくめて、御手当の金子わたせし、  
○ 予が書る此文に、所々我名を出せる事何とやらん、我を飾るに似て、人の下墨もやと恐るれど、知らざるハせんかたもなし、知れるを漏さんも亦恐れて余りあれば、爰にことハりはべる、公御隠居なされし後の事也、御事も繁からねバ、猶更常々孝養の事にのミ御心を尽したまひしより、能、囃子、或御仕舞尽しなどにハ、いつも数番の御相手なされし、或時、予を召れし時の御意に、扱近來ハ隙のなき事也、近頃の御囃子がすめバ、又来る何日の御仕廻し、自分が勤る番数の多きに、直丸殿が勤やる番数も亦多し、自分が勤るのと直丸殿が

左衛門へ言い含めて、手当の金子を渡した。  
十九 予（善政）が書くこの文に、所々に我名を出しているのは何やら自分を飾るよ  
うで人に蔑まれるのを恐れるが、知らずば  
どうしようもなく、知れるのを漏らすも恐  
れ多いのでここに断つておく。治憲が隠居  
した後の事。お務めもそれ程でもないので、  
猶更常々の孝養の事を気にかけるようにな  
り、能、囃子、御仕舞尽し等、いつも数番  
のお相手をさせていた。或時、善政を召さ  
れた時に、近頃は暇が無い、御囃子が済め  
ば、又次は御仕廻し、自分が勤る番数も  
多いが、直丸殿が勤る番数も亦多い、自分  
が勤るのと直丸殿が

た清(い)ふくめて清もあゝの合ふわさ

○予が書るけあふ所我名と出せる事何とやん  
我を飾るよ似て人の下墨もやとぞうれしと云ふるは  
せんるも好し知れずと漏さんも亦た是て清あは  
まふあをりたる公清隠居なすははの事(は)事  
怒り(る)る(る)ば(ら)更(り)孝(養)の(事)よ(の)清(ん)と(る)る  
つ(あ)ひ(り)り(り)能(難)子(本)清(は)蘇(蘇)一(る)に(い)つ(も)教(え)  
乃(清)お(も)な(す)り(り)或(時)予(と)り(り)時(の)清(意)り(り)ね  
近(来)ハ(際)の(な)き(事)也(也)近(以)の(清)難(子)が(も)め(ば)又(来)於  
何(日)れ(清)は(也)り(り)自(分)が(教)る(着)教(の)多(き)ふ(直)れ  
る(が)教(や)る(着)教(も)亦(多)し(自)分(が)教(る)の(と)お(ぬ)る(が)

勤やるのと、取合とりあわせたる数十番を覚んとすれば、扱さて々隙ひまのなきもの也、しかし是式なぐさミがてらのつとめもて、孝行ともいハれねど、此御相手に慰め奉れば、さしての不孝ともおぼし上られまじきか、是全く幼年の時教えてくれし小兵衛（幼年の時の御小姓黒金、仕舞謡など教奉りし）が庇おかけなりとおもへば、今更いまさら別わけて、忝かたじけなく おほゆるぞ、のたませたるハ、誠に有がたき御意なりし、去れバ恐多くハ存奉りながら、此時予か御答ほんかいに彼が庇おかけと思しつかせ給ふ事、彼が身に取とて本懐ほんかいの至とくめしなり、斯まておぼしつかせたまハゞなどて疾召とくめして御謝詞ごしやしはのたまハせぬ、賜たまものハ下したまハざる、賞不踰時とはべるも、人命さだめの定さだめなきゆへなるべし、やがて謝せんとおぼしめす

勤るのと、取合せて数十番を覚えようとすれば、扱々暇ひまは無ないものだ。こんなお仕えでは孝行ともいえないが、これで楽しまれゝば、さほどの不孝とも思われまい。是は全く幼年の時教えてくれた小兵衛（幼年時の小姓黒金、仕舞謡など教わる）のお蔭であつて、今改めて忝かたじけなく思える、と言われた。まことにありがたい御言葉。この時私が申上げたことは、彼のお蔭と思われた事は、彼の身に取とつて本懐の至り。こう思われたなら急いで呼んで謝辞を述べたり、褒美も下すべき。「賞は時を踰こす」というのも、人の命は定さだめのないものなので、その内に感謝しようと思つている

勅やうのし取令する校十番と云ふんをまねかぬと云ふの  
 なまじもの也志し是式なりと云ふがてしは法とあめて  
 孝行と申いられぬとけ清おもふ所めをまねかひての  
 不孝もた月し上つと云ふまきの是令しく幼年の時教  
 くらけ小笠清清幼年の時の清小笠令が底なりともは兼遠なりとも今又  
 みて志た月ぬらぞとのしはせするは滋小るぐり清意  
 かりしをれい思多くいぬまのりなりけ時予の清言ふ  
 波の底と思しつせふ事波が身小れてむ懐のむかや  
 勢はた月し流りせうはらぶらんとて疾るて清謝詞ち  
 のしはせぬ賜なりしはらぶる賞不踰時と云ふも  
 人命の定なきもくしるるべしやうて謝せんともがめは

間に、其事の空しきに至らば、悔ませ給ふとも返るべからず、と申上たりしかば、諫にしたがハせ給ふ事流るゝがごとく、扱こそよふハ申たり、疾よんで謝すべしとの御意なりし、予其夜ハ、降旗左司馬が所へ招かれたれば、御殿より直にまかりぬ、相客も多あり、其餐応半ならん頃、差懸る御用あり、御殿遅く退しとのいひわけにて、山岸六助（御手水番御役）が来りて予が側に座せり、一ト通りの会釈すミ、予が耳に口押あてゝ、黒金ハ本望の事也、彼を召せしゆへ、おそなハれりといふにぞ、其時、左こそともいハれねバ、何等の事ぞと、知らぬ顔に問たりしに、六助が答へて小兵衛を呼出せ、羽織を出しをけとの御意下り、しかくの

内に、空しい結果となつてしまつては悔やんでも元には戻りません、と。この諫言に従われること流るゝが如くで、よく言つてくれた、急いで呼んで感謝しようとの仰せだった。その夜は降旗左司馬の所へ招かれていたので御殿より直接赴いた。相客も多く、餐応半ばの頃、急な御用で御殿の退出が遅くなつた、と言訳をして、山岸六助（御手水番役）が私の側に座つた。ひと通りの会釈が済み、私の耳に口押あて、黒金は本望だろう、彼を治憲が召し寄せたので遅くなつたのだと言うので、そうであろう、とも言えず、何の事かと知らぬ顔で尋ねると、六助は、治憲から小兵衛を呼出せ、羽織を出せとの御命令で、しかの

聞小其事のやうきふむが悔ませめふもむるがは  
とどよふりーのバ練よ志こがせ致ふ事流るがぶとく  
ぬ丁そのふの申より疾うして謝にべしとの清意をり  
予其むハ降籠たる馬が而一招りれよとバ清なりのおふ  
はりぬお空も多りの其餐をさふらんはえをる  
清用のり御教遅く退しとのいひよけおて山登六助  
清のあもが来りて予が側よ坐せり下通りは舍新と  
予が耳よ口押りてく馬令いお空の事也彼とるせ  
わおそふりぬりといふよも其時たしとさむいられ  
何等の事ぞも知ぬ顔ふりりふ六助が答つく小  
き清と叫出せ羽織とせしよけとの清意なり志のれ

お咄<sup>はなし</sup>あり、早く謝すものと九郎兵衛が教しゆへとの御意なるに、知らぬ顔の面にくきと答へし、去れハ予がたまさかの心付<sup>こころつき</sup>申上<sup>まうしあげ</sup>たりしを、其ありのままに書記<sup>かきしる</sup>す事、聖慮<sup>せいりよ</sup>に対し奉り憚<sup>はばか</sup>るところあり、又小兵衛が聞たらんに、亦いかが敷所<sup>しき</sup>あれと、芻蕘<sup>すうじよう</sup>の言をも疎<sup>おろそか</sup>にしたまハさる御徳、又彼が教しとのたまハせし御心の空<sup>むな</sup>しき、御孝宣<sup>ごこうせん</sup>のたふとき、彼が庇<sup>おかけ</sup>とおほしつかせしの浅からぬ一事に、四の御美德の籠<sup>こも</sup>れるを、己が徳をのミかへりミて、漏し隠さんの恐あれハ、爰にことハりてありのま<sup>ま</sup>を記しぬ、

○ 御先君御代々孝子御賞誉なされし事ハ、其数挙て

お咄があり、早く謝すべしと九郎兵衛から教えられたとの言葉なのに、知らぬ顔の面にくきと答えた。私が偶々気が付いて申し上げた事をありのまゝに書き記すのは聖慮に対し憚る所もあり、又小兵衛には何と思われるかもしれないが、身分の低い者の言をも疎にせず、彼の教えと言われた無邪気な言葉の尊いこと（訳註）、彼のお蔭と思いつかれた一つの思慮深い事柄には並々でない四の美德（訳註）がこもっている。自分の徳をのみ考えて、隠すことを恐れ、ここに断つてありのまゝを記すことにした。

二十 先君代々で孝行者へは数えきれない程賞誉





算かぞふべからすといへども、公の御在位わすか纔十九年の間、孝子或奇特のものの賞誉したまへる事凡八十人、孝子不匱永賜爾類とか公の孝子こうしにてましませば、其事に御世話の厚きより、其人も亦また斯ハ多かりしにや、

○ 何かれの御慎おつしみ、常々の事ハ、記にいとまあらず、其内一、二事を挙げていはゞ、御裁許事ごさいきよことありて、死刑行るゝ日ハいふにや及べき、大抵軽き御裁許にても、行るゝ其日ハ御飯もひかへて、常よりハ不足にきこしめし、御菜物おさいものの内も好味こうみならぬをえりて、夫さへ少つゝきこしめせし也、天明四年四月ハ江戸御参府の年

されてきているが、治憲の在位わずか十九年の間に、親孝行あるいは奇特の者およそ八十五人を賞誉した。「孝子不とほしからず匱永く爾なんじに類を賜う」とか、治憲も孝子であり、その事に尽力したので、賞誉も亦このように多くなつたのだろう

二十一 あれこれ日常での慎みについては記載しきれないが、そのうち一、二をあげると、御裁許事があつて死刑執行の日は勿論、軽い裁許でもそれが行われる日は、御飯もひかえ、御菜物も良い味でないものを選び、それさえも少しづつ食された。天明四年四月は江戸へ参勤の年

算ふべしといふ公の清在位饒十九年の君孝子  
或奇特のもの賞登一はつる事九八十五人孝子  
不匱永賜爾類との公乃孝子あて清一はせを其  
事よ清世活の存きより其人も亦斯く多りし  
小や

○何れの清世常々乃事ハ記小いとはつる其因一  
二事と挙ていふ清裁許事ありて死刑約く  
日ハいふ小や及ぶぎ大抵軽き清裁許あても約く  
き日ハ清世もむりく常よりハ不足きこし也  
清菜物の肉も好味なぬと急りてまふ人がつき  
こしめせ也天明四年四月ハ江戸清世府の年

なるが、前年奥羽一統の凶作にて、御国の人民も  
既すでにあやう危あやうかりしほどなりしが、公御寢食を安んじた  
まハす、其御手当の行届いきとどしほどに、民命も全またか  
りし也、此御手当の事、下に出せハ、爰にハ略せ  
る也、斯りしほどなるゆへ、御国民の危急を余所よそ  
にして、参府したまハん事忍ハせたまハず、参府  
御延引の思しめしありなから、是がためとの御願  
あらんも、人がましとの御恭遜きようそんあり、又、人に  
ぬきんせし事ハなしたまふましき事とて、朝廷を  
あざむかせたまふ御恐ハ余ありといへども、去年  
よりの御脚痛、猶又おこ発りて長途の御乗輿じようよ、御むつ  
かしきとの御唱となえにて、一先ひとまず

であるが、前年奥羽一円の凶作で、国の人民も心配な状況で、治憲は安心できず、手当を行き届かせたので民の命も手ばかりなく守られた。この手当の事は後で書くのでここでは省略する。このような状態で国民の危急をなおざりにして参勤するのは忍びがたく、治憲は参勤を延期したいと思つたが、凶作を理由にお願いするのは、ひとがましとの恭遜（立派な人物と思われたいくないと卑下する思い）があり、また人に抜きん出るようなことはしたくないというので（訳註）、朝廷（幕府）を欺く恐れがあるとはいうものの、去年よりの脚痛が又起り、長途の乗輿は難しいという理由で、ひとまず

かゝるが前年奥羽一統乃凶化よて清國の人民も殊  
危りりしやどなりし公清寢食を安んずるは  
其清も島の釣布やなどよ民命を全りし也け清  
も多乃事下よ出せい安りしハ略せる也野りしを  
かゝるゆ清國民の危急と知るよ一てよ府一  
てはしん事忍らせしはつてよ府清臣の忍しめ  
何りかゝる是がよとの清領何んも人がはしめ  
清恭遜何り又人よぬきんせし事か一きよはよ  
はしん事して何廷を何ざむらせしは清忍ハ  
何りといても去年よりの清脚痛程又何り  
て去途乃清家興清むつしきこの清唱よて一先

御参府御延引あり、扱御手当も行届、民命全きに至て、十月はじめに、御国もと立たたまひて、参府したまひし也、斯御脚痛と称せられたれば、纒二丁にも足らぬ間ながら、重定公の御隠殿へ朝夕し給ふにもいつも御乗輿なされし也

○ 幸姫君の御事ハ、御縁台として公にさひあひしたまへる正室にてまし／＼けるが、御虚弱の御病身にて、終、御枕を共にしたまふ事の叶ハせたまハさりしほどなれば、御在府の年々、御相手のなきをいたませ給ひ、江戸の御奥に御妾をつかハせたまへと、幾度か幸姫君より、強て願ハせたまひしに、江戸にハ幸姫君在せり、

参勤を先に延ばした。その後御手当も行届き、民の命も守られたので、十月初め、国許を立ち参勤した。なお脚痛と称していたので、わずか二丁も無い重定の隠殿へ行くのさへ輿に乗っていた。

二十二 幸姫は、縁台として治憲に最愛な正室だったが（訳註）、虚弱体質で病身であつた。ついに枕を共にされる事も叶わなかつた程だったので、参勤で江戸にいる時に治憲の相手のいない事に心を痛められ、江戸屋敷の奥に側室を置かれるよう、幸姫から幾度か強く願われたが、治憲は、江戸には幸姫君がいる、

清承府清色川河の扱は多高と初在民命全き  
よむりて十月よりめみ清園もとませしはひて言届  
しはひし也斯清脚痛と称せしとされしが鏡  
二丁ふも号しぬ間なりし重定公の清隠殿一朝夕  
しのみふもいひも清承興たふされ也

○幸姫君のは事の清縁をよして公よふいひの志  
はあつる正室よてはしりしるが清虚弱のは病者よて  
終清花と考ふしはあふ事れ叶はせしはさしりなど  
らまは清在府の年々清おののちまをいひはせめし  
江戸の清奥よは毒をはりいせしはと昔なり幸姫君  
より清く願はせしはあひふ江戸よ幸姫君をせり

国にハ於琴のかたあり、家中江戸詰の諸士誰か妻を供して勤るものゝあると、のたまハせて、切の御願にも終ゆるしたまハざりし、

○ 大儉行るゝにつき、御在位中にも三時の御膳、御奥にてきこしめせし也、公上面に座し給ひ、世子顕孝公隅かけて御側に座したまひ、引下つて下に於琴の御方侍座したまへり、顕孝公御幼年の事なれば、於琴の御方へ、塩梅ハ辛きを御好にてもや、とのたまハせけるに、於琴の御かた御答に、さして辛甘の好悪ハなく侍れど、甘きにくらべて、辛きかたハたべよき様におぼえ侍る、とありしに、又、公へ向ハせられ、御前にハ甘きを御す

国には於琴（豊）の方が居る、江戸詰め諸士で誰か妻同伴で勤る者が居るのか、と言われて切なる御願にも、ついに許しは無かつた。

二十三 御在位中には本来なら藩主は奥とは別に藩主懸かりの膳部の食事をとるのだが、大儉約を行つていたので、三度の食事はお豊の方が住む奥で食べられた。治憲は上座に、世子の顕孝は斜めに側に座り、下座に於琴（豊）の方が座つた。顕孝は幼いので於琴へ、塩梅は辛いのが好きかと聞き於琴が、辛甘の好き嫌いは無いが、甘いよりも辛い方が食べ良いと答えると、次は治憲に向かい、御前は甘めが好きか



國よハ於琴のつゝ何り家中に戸法之法士誰の妻と  
借して勤るものありとのあはせて切乃清純よも  
終由りてあざり

○大檢行のよつき清在位中めも二時の内清法奥  
よてきこしめせ也公上るよ清のあひ世子顯孝公  
隅りけて清側よ清のあひ川下つくと下に於琴の法  
方待望のあつて顯孝公清幼年の事なれが於琴  
の清方ハ塩梅ハ辛きを好よてもやとのあはせよ  
於琴は清の清答ふけりて辛甘の好惡なく侍れと  
甘きふくづき辛きくくくふくまぬおほえけり  
と何りよ又公ハ向いせよ清のあは甘きを清す

きかと存ぞんじあけ上たてたてまつると、御伺ありし時、公答  
ましくて、いや何としたる事にや、膳部ぜんぶ人の拵こしらえ  
て出せるハ、いつも塩梅よくおほえはべるとのた  
まハせし、

○ 天明三年三月の事也、世子顕孝公の御室おんしつに、  
松平土佐守豊雍の御娘、采姫君を御縁約あり、始  
て土州御招請の時、表御座敷御祝の御饗応も既  
た存たけなわに及たれハ、追付おっつけ、御勝手御座敷に移らせ給  
ふべし、御勝手御饗応きょうおうの物数ものかず、いかゞ滞もなき  
やと、御膳番ぜんの蓼沼友四郎御膳部ぜんぶの番将を呼て尋  
けるより、夫々御献立に向ひてしらべたれば、御  
勝手御座付きのはじめに供しまひらする御餅菓子もち  
御用意落ごよういおちに成たり、御

と思うけどと言つと、治憲は答えて、いや  
何としたる事か、膳部人がこしらえて出す  
ものは、いつも塩梅よく思う、と言われた  
(訳註)。

二十四 天明三年三月の事。顕孝の室に松  
平土佐守豊雍の娘采姫と縁約が整い、初め  
て土州を招かれた時の事。表座敷での饗応  
もたけなわとなり、そろそろ勝手座敷に移  
られる頃、勝手での饗応用意の品々に不備  
が無いかと、御膳番の蓼沼友四郎が御膳部  
の番将を呼び尋ねて献立に向かつて調べた  
所、勝手座敷に着席して、初めに出す餅菓  
子の用意をしていない事が分かった。

きりとならうとほつと清伺あり一時公答は  
くていや何とて事よや信託人乃按て出せら  
いづも培極くた月くまのつてはせ

○天明之年三月の事也世子顯孝公の清室小松平  
去依守豊雍の信娘采姫君と清御釣河を始て去州  
清招信の時妻清中を交清祝乃清食をなと既園  
よ乃これの追付清信も清中をよ移せらふべし  
信信も清響愈乃相ねいり清もなきやと清信も此  
有る信友四席の信節の番物と呼て尋りてありまは清  
献之小向いてとやとてこれが清信も清室付のともめお  
信一はいひりまはる信餅菓子信司之為り相つて清

台所役人の申出に、御献立表をもて、御菓子屋へ申付べきを何としたる事にや、取まぎれて申付されば、御台所の不調法ふちようほうに止ると言、御膳部ぜんぶの申出に、縦令たとい御台所の間違まちがひあればとて、御献立表ハ全御膳部ぜんぶの大事なれば、疾とつに其品しらべにも及べきを、斯までの間違に至らせしハ、畢竟ひつきようの所は御膳部ぜんぶの不調法ふちようほうに止ると言、此時、友四郎差図ともしろうさずして、差懸り、今と言今、不調法の申出ハ、先々まづまづよすべし、早々多人数を出し、近町ちかまちの菓子屋どもへ触渡ふれわたし、餅菓子もちの品々取上よ、其内を撰ハ、其相応なるもあるべしと、爰もにおひて数人を出して呼しかバ、各ありあふ餅もちくわし持て、数軒の菓子屋

台所役人の申すには、献立表によつて菓子屋へ申しつける所、取紛れて申し付なかつたのは御台所の不始末であると言ひ、御膳部の申すには、献立表はすべて御膳部の事であり、早く調べるべきなのに、調べずにこの間違に至つたのは、つまりは御膳部の不調法である、と言う。この時、蓼沼友四郎が指図して、さしあたり互いに言い合うのをまず止めさせた。そして、急いで人数を出して町場の菓子屋から餅菓子の品々を取寄せ、その中から選べばその内に相応のものも有るだろうと、人を出して菓子屋に触れ渡した。すると、それぞれあり合わせの餅菓子を持つて数軒の菓子屋が

甚不没人のト出よ法献之表とめて法菓子屋下  
付べきと何とせし事よや願はまされてト付さしむを  
法臺下の不調法小じり云法糖部のト出小液令法  
甚所乃乃遠河れびして法献之表ハ今法糖部の大  
事なれが疾小其只去るべも及べきを動やと乃乃遠  
ト出せし早免の而と法糖部の不調法小止る  
と云け時友四節名因して表をり今と云今不調法の  
ト出ハ先くふもべー早く多人故と出ー近所の菓子  
屋ども一觸濟一餅菓子の出、所とよ其肉を撰り  
其おなるものたるべーと表ふたいて故人と出して  
呼しりが各ありあ小餅くもー持て枚軒乃菓子屋

馳集る、然ども御念に御念入られて、其品珍しき菓子組なれハ（安永十年三月、御老中招請し給ひし時の菓子組をもて、御下知の菓子組也）元より出合の菓子にあるべきにもあらず、止事なくして彼と是とを取合たれハ、品こそあしけれ、先ハ可也にも御間のかけぬ事にハなりぬ、斯りしまゝに、友四郎、卒と公を御呼立まひらせ、しかくの間違あり、差懸り止事なければ、是々の品を組合てと言上せしに、其菓子組書立をつらく見たまひて、扱もく、くろうと 玄人どものする事ハ各別の物也、前に指図せし菓子組にくらべてハ、又雲泥懸隔によき也と、ほめ ひたすらに誉たまひしほとに、夫々より不調法をせめ 訟たれども、御呵にも及ハず済し、

馳集った。しかし、念には念を入れた珍しい品の菓子組なので（安永十年三月御老中招請の時の菓子組を下知した）、もとより出来合いの菓子である筈もないが、しかたなくあれこれ取合せて、品は落ちるが、まずは間に合いそうなものになった（訳註）、そこで、友四郎はそつと治憲を呼び、しかじかの間違があり差し当たつて止むを得ず、これこれの品を組合せたと言上したところ、治憲はその菓子組の書立をじつと見て、さてもさても玄人のする事は格別だ、指図した菓子組より雲泥に良いものだ、ひたすら誉られたので、台所と膳部とがそれぞれ不調法を訴えたが、お呵も無く済んだ。

馳集る御ど母清念よ清念入る色て其品珠しき  
 菓子組しの海永十年三月清老中抄清いあし元より答の  
 菓子よあるべきよもあはし事あはし清と思とを  
 取合ふれい品しをとりし先ハ可也よも清乃のうけぬ  
 事ぬらなりぬ勤中し清よ友四帝率と公を清はま  
 はししせ志ありこれ同趣あり君その心事なりしが是々  
 の品を組合てと言しせよ其菓子組書とてはく  
 く見ふあしおもくまんとものまら事い言ふの地  
 也前よ君家せし菓子組よくくくてハ又き清懸隔  
 よよき也とむいもくよ答はあしししよふあまより  
 不調法をいふれども清のよも及つた清し

○ 天明六年九月八日將軍家治公御他界あつて、御院号を俊明院殿と称たてまつる、去れば公、月の八日くには、終日精進の御膳まひらすへきよし、其砌仰出し置れしに、或八日朝、御膳に魚の御料理して進奉りし、御大儉中、御奥にてきこしめす御膳ゆへ、御膳番の量なく、女中の給仕なりしより、何の心なく進まひらせたりしに、凡の事、久しくふりにし事ハ、間違ふ事もなきものなるに、近きころの事にハ、間違ふ事のある事誰々ものがれぬ常なり、けふハ俊明院様の御忌日なれハ、精進に致させよ、扱今朝ハ何としたる事にや、いまた食気なし、殊仕懸りの書事あるを、  
半に筆置て

二十五 天明六年九月八日將軍家治が他界、俊明院殿と称された。それで、治憲は月々の八日には終日精進御膳と決められた。ある八日の朝、御膳に魚料理が出された。大儉約中で藩主の膳部でなく、お豊の方のいる奥で食べられるので、御膳番の取り仕切りがなく、女中の給仕であつたので、何の配慮も出来なかつたのだ。凡そ、久しく行つてきた事は、間違ふ事もないが、近頃の事は、間違ふ事があるのは、誰もが免れない。今日は俊明院様の忌日なので、精進にいたせよ、さて今朝は何故か、食欲が出ない、仕掛かりの書きものもあつたが、半ばで筆をおいて、



○天明六年九月八日將軍家治公清純母つゝ清院  
號と俊明院殿と稱してはつるまれを公月乃八日  
くめと給日精進の清膳中いしらをすしより其御如  
出いまはりよ本八月朝清膳よ魚の清料理して  
進まり清大儉申清奥よてきこりのん清膳ゆ  
清膳中の量なく申此給はかりり何の心なく  
進はじりせりりよ凡の事久くありよ其の國邊  
事もなきものたるふ進きしる乃事よの國邊ふ事  
何れも誰とも乃がきぬ常なりりよの俊明院様の清  
忌日なれの精進よ清させよぬ今朝は何とある事よ  
いすこ食氣好し申仕そりの書事あるとよよを是て

入たれば、書事終へてくはんこそ仕合せしあわせ、遅きハ苦しからす迎むかもゆるくとせさせよ、との御意にて、御表おもてへ出させ給ひし也、去れば、けふの御膳部ぜんぶ役ハ白井源蔵といへるものなり、斯か大なる誤あやまりゆへ、只々恐入のミ、かほどの不調法これある身の御膳の包丁恐入也、疾とくとど同役どうやくへ相讓あいやすり、扱さて、支配頭かしらへ訴、御裁許を待べし、と当番の御膳番ごたんぱんへ断ことわりたり、御膳番差図して御膳遅引らん事ハ恐多し、差扣さしひかえの申出ハ御膳後の沙汰さた也、先く急いそで御膳図ごたんずをなすべしとて、精進御料理に取かかりぬ、斯りしままに、多人数取懸り、漸く御膳も調けれハ、公御膳こうごたんに向ハせられ、御快ごんこきこしめし、玄人のする業わざハ各別なるもの也、今の間に仕出しだしたるハ、玄人ならねハ

きたので、書事を終えてから食べるほうが  
しあわせである、遅くとも苦しからず、ゆるゆるとせよ、と奥から表座敷へ出て行つた。  
されば、今日の御膳部役白井源蔵はそんな大きな誤りをしてご膳の包丁は持てない、すぐ同役に譲り、御裁許を待つと御膳番へ断つたが、御膳番は、御膳が遅くなるのは恐れ多い、差控の申出は後にして、先ずは調理が先と、精進料理に取かゝらせた。こうして多人数で料理に取り掛かり御膳も調つたので、治憲は快く食事され、玄人のする業は格別だ、瞬く間に仕出ししたのは玄人でなければ

入るれが書事終つてくくりん丁を仕合也遅きに書りて  
速もゆりくとせよせよとの御意よして清表(とせよ  
一也去れりらふの清徳記は白井源為といつものなり  
勤る大なる徳也(只く忍入のとかやどの不調法これら  
身の清徳乃包丁忍入也疾同段(お譲叔を配乃(清徳  
裁許を納づると高番の清徳也(忍入り清徳番高家  
一して清徳運門(ん事ハ忍多一者抑のト出清徳好の  
清徳也先く急て清徳家となはづ(とて籍をば科理  
取かやぬ野り(清くよ多人板石をり樹く清徳も調  
りれハ公清昭亦向りせよ清快きこつめ(玄人のある業  
いふふなるもの也今の間(仕出(りい玄人(り(

叶かなハぬ事也、殊塩梅のよきにハ、驚入との御賞誉  
度々にて、常ハ御飯も二膳ぜんにかぎりてきこしめせ  
しが、今朝ハ三椀わんきこしめせし也、去れハ源蔵ハ  
支配頭へ訟ふへきに、極て差懸る事ゆへ、差扣の  
事断けるより、御膳番ぜんしかくくの事言上しけれハ、  
則御膳ぜんに向ハせたまひし時のごとくの御賞なりし  
かバ、御膳番ぜん感涙して白井が訟をとゞめし

○ 予隠居の風流にまかせて、居屋鋪のくまく  
より下屋敷まで、もくくさの種まき、水灌なん  
どたのしミ、其が初摘をたてまつる事を常とせり、  
或年煙草も相応に出たりけれハ、手作の小柳（館  
山村の煙草を小柳といひて、御国

できないことだ、ことに塩梅のよいことに  
は驚く、と頻りに褒めて、普段は二膳のご  
飯を今朝は三椀も食べた。さて源蔵につい  
ては支配頭へ報告すべきだったが、極めて  
緊急に料理をする必要があったので、差控  
させなかつた事情を（訳註）、御膳番が説  
明した所、治憲は御膳に向かつた時のごと  
くのお褒めであつたので、御膳番は感涙し  
て白井の訴えを留めた。

二十六 善政は隠居の風流にまかせて、屋  
鋪の隅々から下屋敷まで、様々の種を蒔き、  
水まきなど楽しみ、初摘を治憲に献上する  
ことを常としていた。ある年、煙草も相応  
に取れたので、手作りの小柳（館山村のた  
ばこを小柳と言って国の

叶のぬき也 殊に梅のよきよハ尋入との由貴 峯を度く  
よて常ハ清風も二倍よなりてきこしめせしガ今  
朝ハ之梳きこしめせし也 去れハ源義光配乃ハ福不  
一また極て去る事也 去れハ事ハひりりりりり  
清後志志ツクノ事 玄上りりれハお清後小向りせ  
うぬいし時のおとこれ清貴なりしハ清後も感  
懐して白井ガ松とちぢり

○予隠居の風流小梅をせて君を浦乃くはくしり  
下屋をばくしりしこの種ゆき水灌らんどのの  
しこ其の初摘とすてはつる事と常とせり 本年  
煙草もおろふとすりりれハも此の小柳 龍山村の煙草を  
お柳といひし清國

の名産なれハ、戯たわむれに其名をかりしなり。なんと書付、是をも添えて献りし事あり、其後の御意に過し頃ころの種々満足せり、其が中に煙草ハ殊に口になへり、まだもあらバ、献たてまつれとのたまハせぬ、故を伺まひらするに、汝なんじが知ごとく、煙草は柔和なるを好むに、なんとしたる事にや、近来ハ次第くにつよむきを出すゆへ、たとへバ三服のまんを一服のミ、五服のむべきを、やうくこらへて、二ふくものんで居りし也、去れバ取替てといハんとすれハ、又考るに、よきをくとの心遣なるべきを、あしゝといハんハ気毒なりと、つとめこらへてのんで居たりしに、汝なんじが手作の柔和なれバ、斯ハこのむとのたまハせしかバ、御請申て

名産なので、戯れにその名を借りていた) などと書付、差上げた事があつた。その後の御話に、以前貰つた色々の作物に満足した、中でも煙草は殊に口に合つていた、まだあるなら貰いたい、と言う。訳を伺うと、知つての通り、煙草は柔和なのを好むのに、なんとしたる事か、近頃は次第に強めを出されるので、たとえば三服呑みたい所一服のみ、五服呑むべきを我慢して二服も呑むのが精一杯、されば取替てと言いたいが、考るに、良いものを良いものをという心遣いを氣に入らないというのは氣の毒だと、つとめてこらえて呑んでいたが、汝の手作のたばこは柔和で氣に入つたと言うので、お受けし



退ぬ、扱さて、御煙草司るものゝ、有がたきおほしめ

退出した。

しを、知まひらせさらん事の氣毒なるより、御次へ退きて御意のしかくかたりしに、御煙草の量はからいハ御数寄屋すきや、御茶道の役也、御数寄屋頭かしら竹津長有が答に、誠に恐入し事也、やハラかむき用もちいたまへるをハ知なから、つよむきによきたばこあり、やハラかむきによきたばこなければ、少しつよむきなるをたてまつりしに、あしきとの御意もなし、然らハ近来ハつよきにもなれたまひしと、よろこひて、次にハ、夫より少つよき、又其次にハ、又夫よりつよき、漸々次第くにつよきかたをたてまつりしに、遂ついにつよしとも、あしくとも、御意の下らねハ

さて、煙草の係が治憲の配慮を知らないでいるのは氣の毒なので、御次の間へ下がって事情を伝えた。煙草の係は御数寄屋、御茶道の役でその御数寄屋頭竹津長有の答は、誠に恐れ入る、治憲が柔らかむきが好みなのを知りながら、強いものに良いたばこがあり、柔らかむきによい煙草が無いので、少し強むきを差し上げると、氣にくわないとも申されないの、近頃は強いのもなれたのだとよろこび、次々に強むきを差し上げるようになり、強いとも、氣にくわないとも、御言葉がないので、



退ぬぬ清燈草履ものつらぐささいおほいめいと  
急やしいせよん事の元毒なるもの清次退て清  
意の志ろくかたりしよ清燈を量は清教寄るは  
茶道の流也清教を至願竹津長まが言ぬ満  
忍入一事もやりしむき用はあつたむきなるはよ  
むきふよきたたごのつらむきふよきたたご  
かりにいかに清もむきなるをよはつらむき  
との清意も清油の近來は清よきよもなれはあ  
しとらりてむて清よいまのりかつの紀又其清よ  
又夫ありはよき漸く清光よは清よきつらむき  
はつらよき清よきつらむきつらむきつらむき

去ればこそ、つよむきになれたまへりと、嬉し  
より後ハ常として、匂あるつよき煙草を奉りし事  
也、然るにつとめこらへて、召上られしとハ、恐  
るゝにあまりあり、とそいへり、去れハ、約しま  
ひらせし事なれば、九郎兵衛ハあるかぎり二十連  
（繩にはさミたるままを連といふ）あまりを献りける、  
ことしハ作毛あしきとて、酒停止の年なりけるが、  
御膳番尾形弥摠うけたまはりにて、煙草の御謝礼  
としてお酒たまハる所也、しかしながら、此御酒、  
都合一度に御渡ハ叶ハす、日に三升づゝならば、  
日々御台所より請取て、当年中ハのむへしと、御  
台所と書付せる酒の通帳にてたまハリし也、斯  
恭遜のおぼしめしの内に、

強むきになれたと嬉しく、匂のある強い煙  
草を差上げるようになったが、つとめてこ  
らえて召上られていたとは、大変申し訳な  
い事でしたという。

さて、約束した事なので、私・九郎兵衛は  
有りつたけ二十連（繩にはさんだまゝを連  
という）余を献上した。今年は何も悪く酒  
作りが禁止されたが、煙草の礼として御膳  
番尾形弥摠に命じ、お酒を下さつた。しか  
し、この御酒は一度に渡してはもらえず、  
当年中に日に三升づゝならば日々御台所で  
受け取つて飲むべしと、御台所と書付され  
た酒の通帳で頂いた。このような恭遜のお  
気持の内に、

去れバ丁を法よむまよふがれはあつりと嬉しよりな  
常として自らの法よき材料とすなり事も也然る  
法とのこころよく居よきとてあつるよりのありあや  
とをいひ去れハ約一才いふ事なるれが九帝  
兵清ハ何るかぎり二十連焼と速くあつりと敵り  
りあつとてハ地と何きとて酒停心の年なりり  
清尾尾形清総うけあつりよて惣草の清謝清と  
清酒ハあつる前也あつりけは酒類合一度小清  
酒ハ汁ハ目よと升づつるが目清墨系より清は  
高の中ハのむとと清墨系と書付せる酒乃通帳  
よてあつり也動る恭孫のた何のこれなり